



N E D O 委託事業における 知的財産権の管理業務

2026年6月改訂

事業統括部 知的財産課

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

- I. [知的財産権管理の基礎知識](#)
- II. [NEDOへの報告について](#)
 - 1 [出願に関する報告](#)
 - 2 [登録に関する報告](#)
 - 3 [移転等に関する報告](#)
 - 4 [放棄に関する報告](#)
- III. [ノウハウの指定と技術情報の封印](#)
- IV. [知財報告に関する補足](#)
- V. [参考資料](#)

【概要】

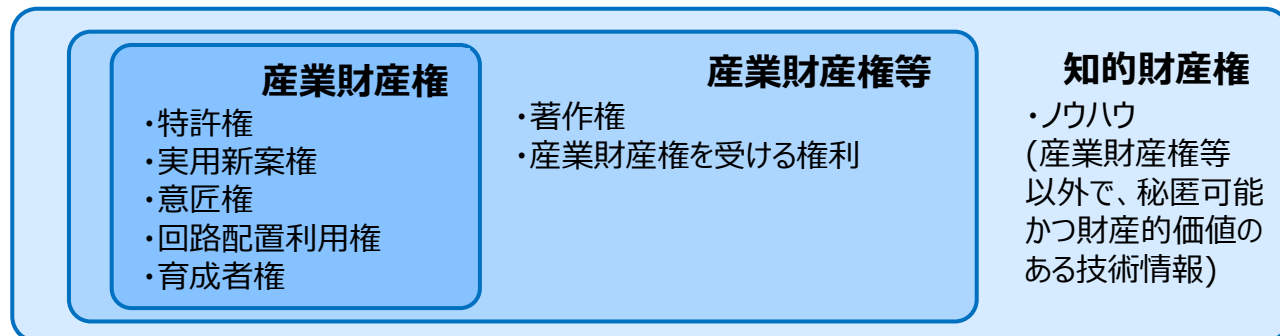
- 手続の簡素化・弾力的な運用を目指し、2026年度約款改正・知財報告の運用見直しを実施。その内容を反映し、本資料を改訂

【主な変更点の概略説明】

- P15：「知的財産権（各権利毎）の報告タイミング」を追加 ※2026年4月改訂版より追加
- P18,P31：出願・登録の証憑を原則公報に変更。
- P26-27：出願後状況通知書、出願証憑提出手順を改訂。
- P32-36：登録の流れと提出書類にて欧州特許の手続きを簡素化、手順説明追加。
- P43：「移転等の手続きの全体の流れ」の図を改訂。
- 実施に関する報告をバイドール調査に一本化することにより利用届出書を廃止したことに伴い、旧「4 実施に関する報告」を削除。「専用実施権等の設定又は移転の許諾」の手順はP51-52に移動。
- P55：移転承認申請書・移転通知書の複数権利者共有の場合の移転元・先の入力事例を改訂。
- P57：移転通知書で専用実施権の設定・移転の許諾の報告例を追加
- P60-61：「持分放棄届出書の提出にあたっての注意」を追加 ※2026年4月改訂版より追加

I. 知的財産権管理の基礎知識

- ◆ **NEDO知的財産権**（業務委託契約標準契約書の業務委託約款（以下、「約款」）第23条）
 NEDOにおける定義であり、一般的な意味と異なり、**商標権は知的財産権に含まれていないこと、**
ノウハウは営業秘密に
含まれる技術情報に限定
されていることに注意。



権利の種類	保護対象	実体審査	権利期間	根拠法
特許権	発明	あり	出願の日から最長20年 (最長25年まで延長の場合あり)	特許法
実用新案権	物品の構造・形状の考案	なし	出願の日から最長10年	実用新案法
意匠権	物品のデザイン	あり	出願の日から最長25年	意匠法
回路配置利用権	半導体集積回路配置 (回路素子及び導線の配置)	なし	登録後10年	半導体集積回路の回路配置に関する法律
育成者権	育成された品種（植物体そのもの）	あり	登録後最長25年（樹木は30年）	種苗法
著作権	創作的な表現	なし	著作者の死後70年 (法人は公表後70年)	著作権法
ノウハウ	技術上、営業上の情報である「営業秘密」の一種	なし	制限なし	不正競争防止法

NEDOにおける事業種別と知的財産権の帰属



	委託事業	補助事業
事業の主体	NEDO	補助先
事業の実施者	委託先	補助先
事業成果（知的財産権）の帰属	(本来は)NEDO ただし、バイ・ドール条項を 遵守する場合は制限付きで 委託先	補助先

※ 実証事業及び調査事業の委託では、約款上、バイ・ドール条項に関する規定はない。

◆ NEDO委託業務におけるバイ・ドール条項

NEDOでは、委託先における研究開発のインセンティブや成果意欲を高め、開発成果を効果的に社会還元するとの狙いから、「日本版バイ・ドール条項（産業技術力強化法第17条）」を適用し定めた条件（“NEDO委託事業におけるバイ・ドール条項”。次ページ参照）を約定することにより、委託研究に係る知的財産権（除く、成果報告書、その他これに類するものの著作権）は、委託元であるNEDOに譲り渡すことなく、委託先に帰属する。

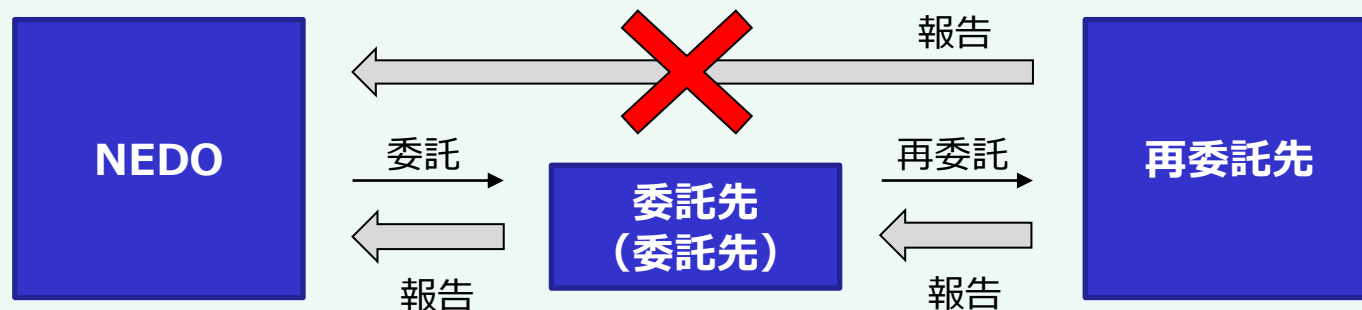
※ 委託先が外国法人の場合は、原則NEDOとの共有とし、NEDO + 外国法人の持分の50%以上をNEDOが保有する特例あり(約款第44条)。

◆ NEDO委託業務におけるバイ・ドール条項（約款第31条）

- ① 委託業務に係る知的財産権に関しての出願、申請等の手続を行った場合（著作権については著作物が得られた場合）は、遅滞なくNEDOに報告すること。
- ② 日本国政府の要請に応じて、公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合は、NEDOに当該知的財産権を利用する権利を無償で許諾すること。
- ③ 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、そのことについて正当な理由が認められない場合において、日本国政府の要請に応じて、NEDOが当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合は、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾すること。
- ④ 当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をしようとする場合は、NEDOの事前承認を受けること。【平成21(2009)年度の新規契約から適用】
- ⑤ NEDOが実施する知的財産権の利用状況調査（バイ・ドール調査）に対して回答すること。【平成23(2011)年度の新規契約から適用】

➤ ただし、委託先が①～⑤のいずれかを満たしておらず、かつ、満たしていないことについて正当な理由がないとNEDOが認める場合には、当該知的財産権をNEDOに無償譲渡しなければならない。（約款第31条第4項）

委託事業の基本的な実施体制	報告者
委託先が単独で業務を実施する場合	委託先
複数の委託先が業務を実施する場合	全員若しくは代表者 1 者
委託先が第三者に業務の一部を再委託した場合	委託先（再委託先ではない）



- 約款第32条第1項（一部加工）【出願通知書】

乙（委託先）は、委託業務に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、・・・甲（NEDO）が別に定める産業財産権出願通知書 1 通を・・・甲（NEDO）に提出するものとする。

- 約款（再委託版）第31条第1項（一部加工）【出願通知書】

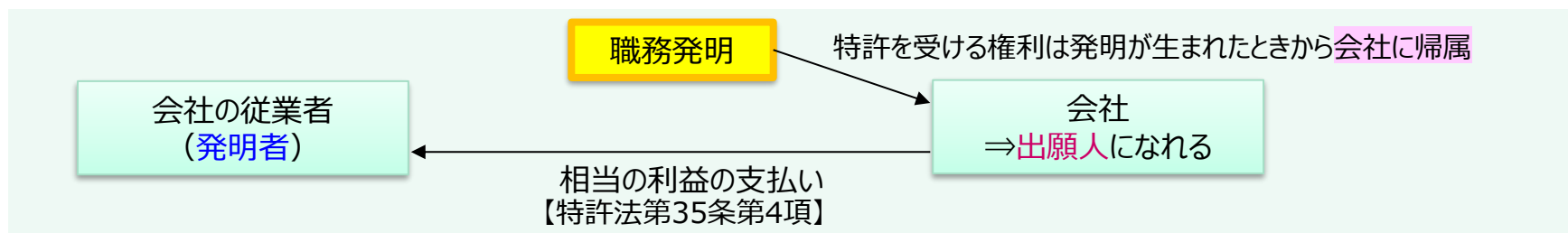
乙（再委託先）は、委託業務に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、・・・NEDOが定める産業財産権出願通知書 1 通を・・・甲（委託先）を通じてNEDOに提出するものとする。

特許を受ける権利の帰属 ～職務発明～

- ・職務発明とは、従業者等がした発明であって、その性質上使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属する発明。【特許法第35条第1項】
- ・職務発明制度とは、権利や報酬の取扱い等を定める制度。

■ 契約、勤務規則等において、あらかじめ会社に特許を受ける権利を取得させることを定めた場合

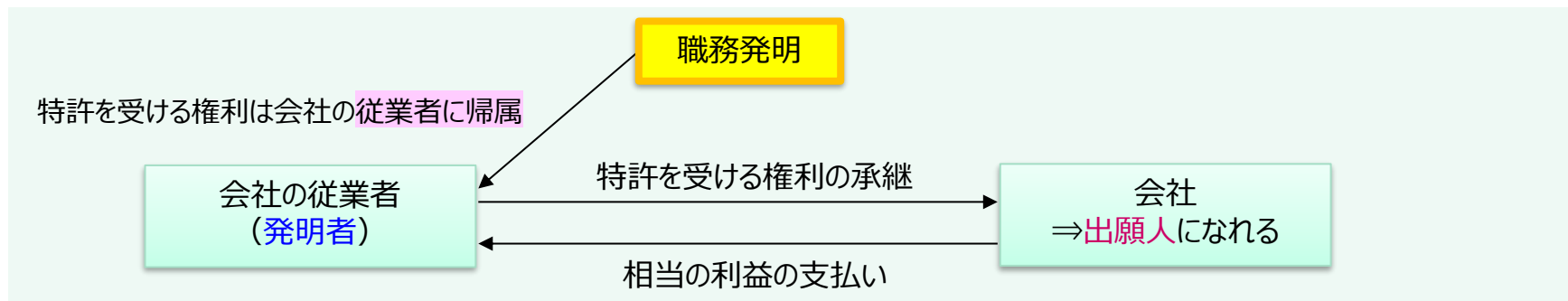
→ 「原始使用者等帰属」【特許法第35条第3項】【約款第28条】



NEDO委託事業においては「原始使用者等帰属」を約定。出願前移転がない限り、出願人は法人。

■ 契約、勤務規則等において、あらかじめ会社に特許を受ける権利を取得させることを定めていない場合

→ 「原始従業者等帰属」【特許法第35条第2項】



・参考：職務発明制度の概要 <https://www.jpo.go.jp/support/startup/document/index/shokumuhatsumeiseido.pdf>

特許出願の非公開制度（2024年5月1日開始）



➤ 特許出願の非公開制度

- 経済安保推進法に基づく制度。特許出願の明細書等に、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明が記載されていた場合には、「保全指定」という手続により、出願公開、特許査定及び拒絶査定といった特許手続を留保する。

➤ 非公開制度のプロセス概要

- 全特許出願について、技術分野に基づき保全指定の対象か否かを判断（第一次審査：特許庁）
- 第一次審査後の出願について保全審査（第二次審査：内閣府）
- 保全指定された場合、指定が解除されるまで、発明の開示禁止・実施制限・適正管理措置・外国出願（含む、PCT国際出願）禁止、取下げ禁止という制限が課される。

・参考：特許庁「特許出願非公開制度について」 <https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/hikokai/index.html>

➤ NEDOの対応方針

- ① 委託事業における特許出願について、本制度に係る出願の状況を把握するため、当該制度の各段階におけるNEDOへの報告を委託先に義務化する。
- ② NEDOが発明共有事業者（発明に関する情報を共有する事業者）としての適正管理措置を最小限に留めるため、特許出願に関する詳細な技術情報をNEDO内に保有しないこととする。

※ 経済安保推進法第75条は、発明共有事業者が特許出願の非公開対象となった発明を適正かつ厳格に管理することを規定。

委託先は、経済安保推進法に規定する以下の通知を受け、又は書類を提出したときは、その後遅滞なく、**出願後状況通知書**によりNEDOに報告する。【 NEDOの対応方針① 】

➤ 出願人から内閣府・特許庁への書類の提出

- ※ 上記通知又は書類の中に保全対象発明となり得る発明又は保全対象発明の内容が記載されている場合、NEDOへ書類として提出/受領不可。委託先は報告の方法（現場での提示/閲覧、紙での提示/閲覧→NEDOから返却など）について事前にNEDOに確認すること。

特許出願の非公開制度への対応② ～NEDOへの報告における変更点～



NEDOが発明共有事業者（発明に関する情報を共有する事業者）としての適正管理措置を最小限に留めるため、特許出願に関する詳細な技術情報をNEDO内に保有しないこととする。【NEDOの対応方針②】
特許出願の非公開制度に関係するか否かに関わらずNEDO委託事業の全ての特許出願について一律に変更。

		2024年4月30日以前 (経済安保推進法施行前)	2024年5月1日以降 (経済安保推進法施行後)
特許出願の証憑（書誌的事項を確認できる書類）の提出方法	添付する通知書	出願通知書	出願後状況通知書
	提出時期	出願日から60日以内 (外国の場合は90日以内)	出願公開後（出願公開制度がない外国の場合は出願後1年6か月後）又は国際公開後遅滞なく
PCT国際出願における国内移行の証憑（書誌的事項を確認できる書類）の提出方法	添付する通知書	出願通知書	出願後状況通知書
	提出時期	国内書面の提出日から60日以内（外国の場合は90日以内）	出願通知書の提出後、国内書面の提出日から60日以内（外国の場合は90日以内） ただし、国内移行を行った時点において国際公開がされていない場合は、国際公開後遅滞なく
特許権以外の産業財産権の証憑（書誌的事項を確認できる書類）の提出方法	添付する通知書	出願通知書	出願後状況通知書
	提出時期	出願日から60日以内 (外国の場合は90日以内)	当該出願通知書の提出後遅滞なく

II. NEDOへの報告について

約款の知的財産権に関する報告に関する条項は、委託期間が終了しても、対象の知的財産権が消滅するまで有効（約款第52条）

約款条文	約款上の名称	説明資料での名称
第32条 第1項	産業財産権出願通知書	出願通知書
第33条 第1項・第2項	産業財産権等出願後状況通知書	出願後状況通知書
第31条の3 第1項	知的財産権移転承認申請書	移転承認申請書
第31条の3 第2項	専用実施権等設定承認申請書	設定承認申請書
第31条の4 第1項	知的財産権移転等届出書	移転等届出書
第31条の5	知的財産権放棄届出書	放棄届出書
第31条の6 第1項	知的財産権持分放棄届出書	持分放棄届出書
第33条 第3項・第4項	知的財産権移転通知書	移転通知書
第35条	知的財産権帰属届出書	帰属届出書

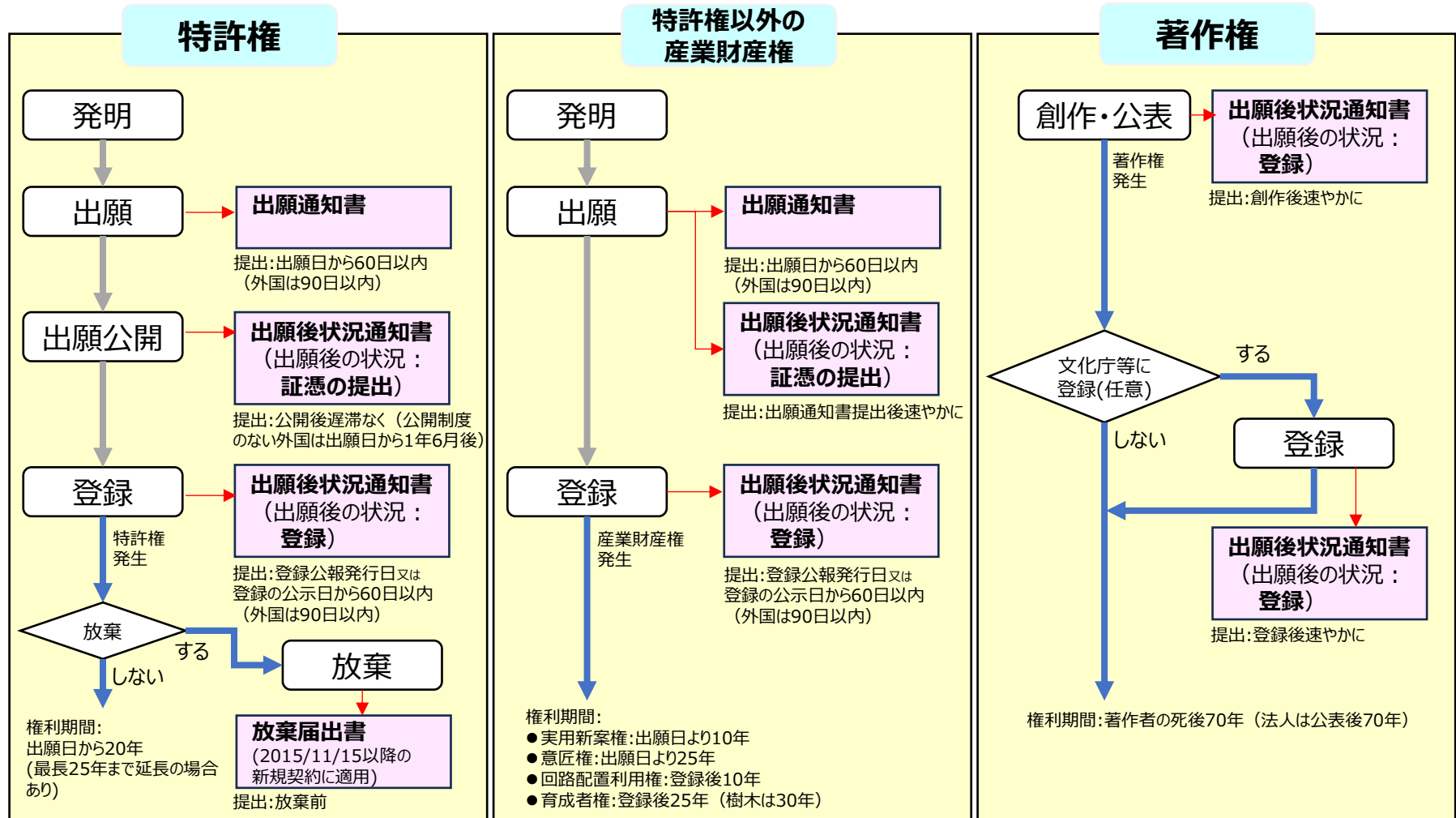
知的財産権に関する報告



- 発明等～登録の流れと、提出のタイミング・提出書類との関係 -

	提出書類	発明等	出願	出願公開	登録
1. 出願に関する報告	出願通知書		適用 提出期限：出願日から60日以内（外国は90日以内）		
	出願後状況通知書 + 出願の証憑			適用 提出期限：公開後速やかに（公開制度のない外国は出願日から1年6月後）	
2. 登録に関する報告	出願後状況通知書 + 登録の証憑				適用 提出期限：登録公報発行日又は登録の公示日から60日以内（外国は90日以内）
3. 移転等に関する報告	移転承認申請書 又は 移転等届出書	適用 提出期限：発明～知的財産権の消滅までの間における、移転の前 ※移転等届出書は2015/11/15～2020/3/31の新規契約で国外の子会社又は親会社への移転等のみ			
	設定承認申請書 又は 移転等届出書	適用 提出期限：専用実施権の設定又は移転の承諾の前 ※移転等届出書は2015/11/15～2020/3/31の新規契約で国外の子会社又は親会社への移転等のみ			
	移転通知書 + 移転の証憑	適用 提出期限：知的財産権の移転等の後速やかに ※出願前に「移転承認申請書」を提出後、「移転通知書」を提出するには出願通知書の仮提出が必要。			
4. 放棄に関する報告	持分放棄届出書	適用			
	放棄届出書	提出期限：権利の放棄の前			適用
約款上の地位の読替え	帰属届出書	適用 提出期限：委託期間内 ※例外的に解散前まで			

知的財産権（各権利毎）の報告タイミング



※ PCT国際出願の場合はこちらを参照ください。

※ 移転等の手続きは「3 移転等に関する報告」を参照ください。

1 出願に関する報告

提出書類の対象と提出期限

◆「出願通知書」：出願の報告（申請/国内移行）

※ 現在添付ファイルの添付機能は削除

出願番号、出願国が異なれば出願通知書は別々に提出する。

対象	【特許権】 ・日本出願（含む、分割出願・国内優先権主張出願）、外国への直接出願（含む、米国仮出願）、欧州出願 ・PCT国際出願、PCT国内移行出願（日本又は外国の指定国に移行した出願）
	【特許権以外の産業財産権】 ・実用新案出願、意匠出願、回路配置利用権の設定登録の申請、育成者権の申請（品種登録出願）
期限	【特許権】 出願日又は国内移行がなされた日から60日以内（外国の場合は90日以内）

◆「出願後状況通知書」：出願の証憑を提出（申請/出願公開/国際公開/国内移行）

※ 2024.4.30以前に「出願通知書」+ 出願の証憑を提出済の案件は、出願公開の報告および出願の証憑の再提出不要

対象	【特許権】 米国仮出願及び国内優先権主張出願をした場合の先の出願を対象外とする以外は「出願通知書」と同一 + 欧州単一効特許出願
	【特許権以外の産業財産権】 ・「出願通知書」と同一
期限	【特許権】 出願公開後速やかに（公開制度のない外国は出願日から1年6月後）、特許権以外の産業財産権は「出願通知書」の提出後、速やかに（同時可）

出願の証憑 - 出願に関する書誌的事項を確認できる書類 -



◆ 出願に関する書誌的事項【約款第33条第1項】

出願番号又は申請番号、出願日又は申請日、優先権主張番号、優先権主張日、優先権主張国、出願人名又は申請人名、発明の名称等の書誌的事項を確認できる書類 ※書誌的事項が記載されているページのみ

報告対象	証憑例 ※原文が英語以外の外国語の場合は、該当箇所の英or和訳文を付記
・日本出願（含む、分割出願・国内優先権主張出願） ・日本以外の各国への直接出願（除く、米国仮出願、国内優先権主張出願をした場合の先の出願） ・欧州出願	・ 公開公報又は国際公開公報（タイトルの後に「A」が付く）。ただし、書誌的事項（出願又は申請番号、出願又は申請日、優先権主張番号、優先権主張日、優先権主張国、出願人又は申請人名、発明等の名称）の記載頁のみ。 ※ 公開制度のない国は「願書 + 明細書（発明の名称を記載した頁）」
・PCT国際出願	・ 国際公開公報 （書誌的事項の頁）
・PCT国内移行特許出願	・ 国内移行書面 + 出願番号通知 + 国際公開公報（書誌的事項の頁） ※ PMSでは、PCT国際出願は国際出願番号、国内移行出願は各国出願番号で管理。提出書類が重複するとのご指摘もあったが、PMS上で両出願が紐づかないため、国内移行時も国際公開公報（書誌的事項の頁）を提出するものとする。
・品種登録出願	・ 農林水産省「品種登録出願公表（官報）」
・実用新案権・意匠権・回路配置利用権	・ 願書又は申請の写し

日本特許出願 ～願書のチェックポイント～



整理番号〇〇 特願2020-111111 (Proof) 提出日令和2年5月5日

出願番号、出願日

【書類名】 特許願

【整理番号】 〇〇

【あて先】 特許庁長官 殿

【国際特許分類】 H 0 1 L 〇〇/〇〇

【発明者】

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関 3 - 4 - 3

【氏名】 発明 太郎

【特許出願人】

【識別番号】 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関 3 - 4 - 3

【氏名又は名称】 特許株式会社

【代理人】

【識別番号】 〇〇〇

国内優先権の主張

【弁理士】

【氏名又は名称】 代理 次郎

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】 特願 2 0 1 9 - 1 2 3 4 5 6

【出願日】 令和 1 年 5 月 5 日

【国等の委託研究の成果に係る記載事項】 2 0 1 8 年度 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 〇〇/

△△委託研究、産業技術力強化法第 1 7 条の適用を受ける特許出願

【手数料の表示】

【予納台帳番号】 〇〇〇〇〇〇

(以下略)

・NEDO委託事業では、原則、登録研究員。ただし、特許法上は、発明の創作に関与した者すべてを願書に記載する必要があるため、発明者全員の記載が必要。

NEDO委託事業では、出願前移転がない限り、原則、PJメンバー（法人）

・願書に、国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨の記載が必要【特許法施行規則第23条第6項及び約款第32条第2項】。
・日本出願の願書、PCT国内移行（日本）の書面にのみ記載。
・記載漏れがあっても設定登録前であれば補正可能。
早期審査を請求する場合は、設定登録までの期間が短い（公開前の登録もあり）。補正可能期間を徒過しないために、願書での記載漏れ確認が重要。

契約初年度、PJ契約件名の大項目・中項目を記載

【PMS】出願通知書（日本出願、外国直接出願）の入力例

産業財産権出願通知書

* 必須入力

作成日	*								
部 名		資産管理部							
住所	*	東京都千代田区霞が関 3 - 4 - 3							
法人名		特許株式会社							
所属部課									
役職		知的財産部長							
氏名	*	資産 太郎							
出願国	*	日本							
出願に係る産業財産権の種類	*	特許権							
発明等の名称	*	〇〇の製造方法							
出願番号	*	2020-111111							
出願日	*	2020.05.05 							
(PCT出願の国内移行の場合) 国際出願番号									
(PCT出願の国内移行の場合) 国際出願日									
(分割出願の場合) 原出願日									
優先権主張	*	先の出願に基づく優先権主張							
優先権の基礎となる情報	*	<table border="1"> <thead> <tr> <th>出願国</th> <th>出願番号</th> <th>出願日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本国</td> <td>2019-123456</td> <td>2019.05.05 </td> </tr> </tbody> </table>		出願国	出願番号	出願日	日本国	2019-123456	2019.05.05 
出願国	出願番号	出願日							
日本国	2019-123456	2019.05.05 							
出願前の移転	*	☒ 無 ☐ 有 (以下の移転日、移転元名称、移転先名称に输入のこと)							
備考									

提出者の制限なし（担当者でも可）

デフォルトの設定は「日本」。外国の場合は、「外国」(⇒更に
出願国名を検索し入力（「EP（欧州特許庁）」を含む）)

願書に記載された、番号（特願で始まる番号）と提出日
※「出願番号」に“特願”を入力しないこと

分割出願の場合は、原出願の番号と出願日を記載。複数
回分割出願をしている場合は、最先の原出願の番号と出願
日を入力（権利期間の起算日把握のため）。備考欄に、
最先の原出願からの出願経緯を記載。

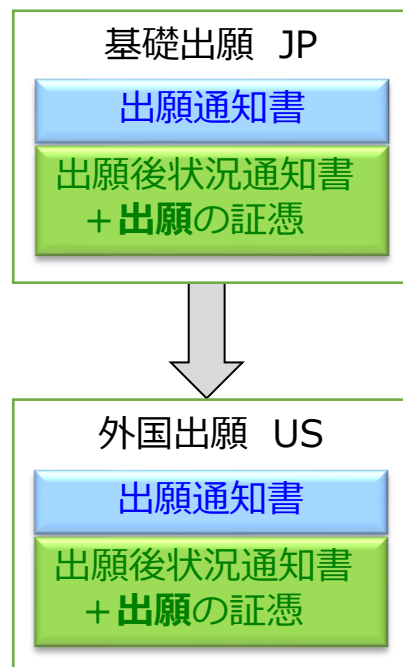
【国内優先権出願】この種別を選択。「先の出願」の日本出
願の番号と出願を入力。

【外国出願】「パリ条約等に基づく優先権主張」を選択。基
礎出願の国名、出願番号、出願日を入力。

出願前に、「特許を受ける権利」を委託
先が移転した場合は、「出願前の移転」
に「有」を選択し必要事項を入力

出願の流れと提出書類①

- 日本出願→外国直接出願（パリ条約に基づく優先権主張あり） -



日本に2024年1月1日出願

【基礎出願日（優先日）】= 2024年1月1日

↑
基礎出願日から12月以内に優先権主張
できる。

👉 基礎出願と異なる国への出願のため、
「パリ条約等の優先権主張」

USに2024年12月31日出願

【基礎出願日（優先日）】= 2024年1月1日

USの【出願日】= 2024年12月31日

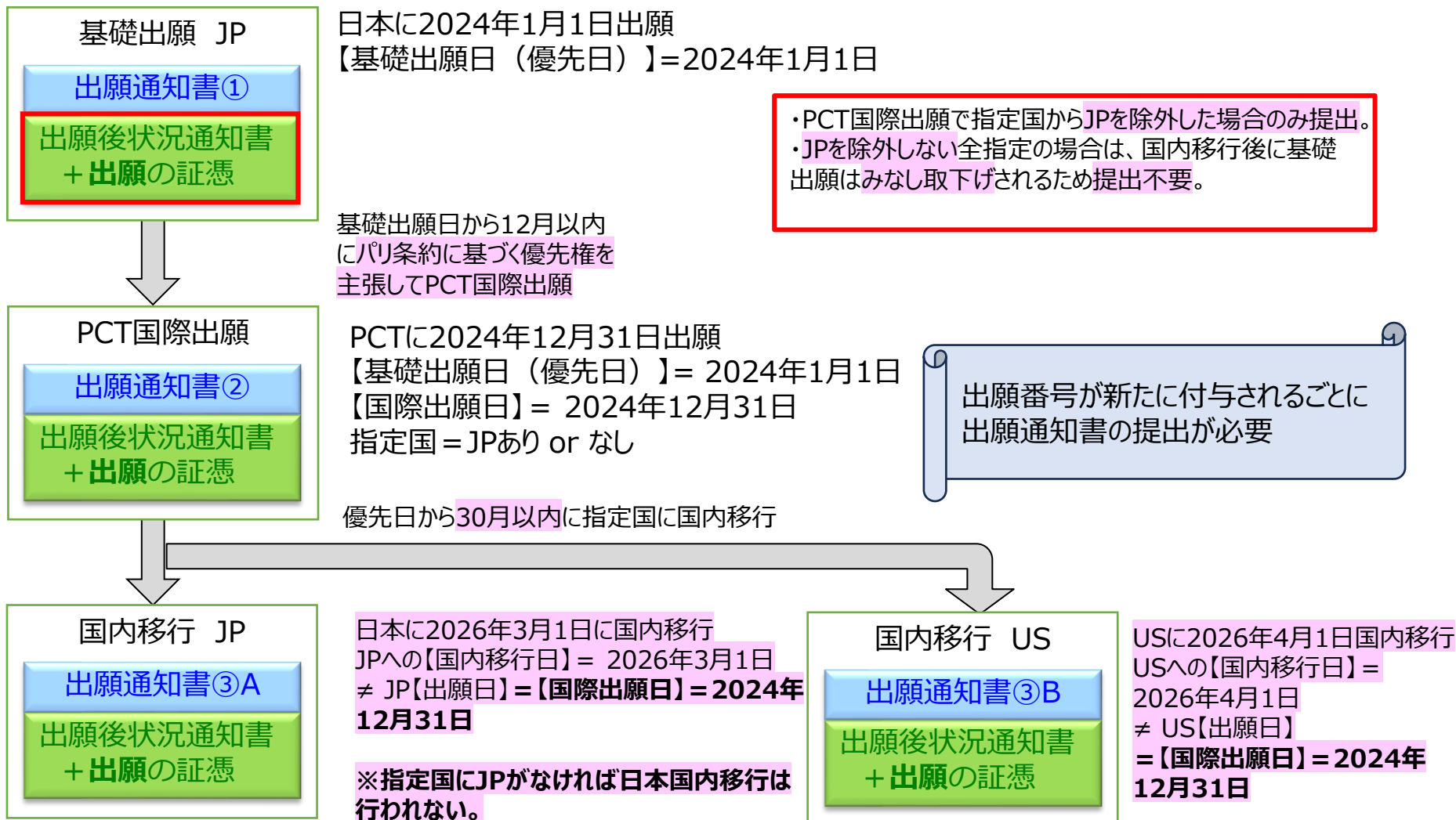
≠【基礎出願日】=【優先日】=2024年 1月1日

※出願の証憑は書誌的事項が記
載されているページのみが基本

出願番号が新たに付与されるごとに
出願通知書の提出が必要

出願の流れと提出書類②

- 日本出願→PCT国際出願（パリ条約に基づく優先権主張あり） -



PCT国際出願 ～願書のチェックポイント～



特許協力条約に基づく国際出願

願 書

出願人は、この国際出願が特許協力条約に従って処理されることを請求する。

国際出願番号	受理官庁記入欄
国際出願日 ①	
(受付印)	
出願人又は代理人の書類記号(希望する場合、最大12字)	

第I欄 発明の名称

--

第II欄 出願人

この欄に記載した者は、発明者でもある。

氏名(名称)及びあて名: (注: 各の欄に記載; 法人は公称の完全な名称を記載; あて名は郵便番号及び国名も記載。下記の住所(国名)欄に表示が無い場合、この欄に表示されるあて名の国が、出願人の住所(国名)として扱われる。)	電子メールアドレス*: 電話番号: ファクシミリ番号: 出願人登録番号:
②	

*電子メールの使用の承諾: 以下にレ印を付さない限り、電子メールによる通知を行う受理官庁、国際調査機関及び国際事務局が、上記に記載されたアドレスに電子メールのみで通知を送付することを承諾する。
郵便のみによる通知の送付を希望する。

国籍(国名):	住所(国名):
この欄に記載した者は、次の指定国についての出願人である: ☐ すべての指定国 ☐ 追記欄に記載した指定国	

第III欄 その他の出願人又は発明者

その他の出願人又は発明者が従属に記載されている。

第III欄 その他の出願人又は発明者

この従属を使用しないときは、この用紙を従属に含めないこと。

氏名(名称)及びあて名: (注: 各の欄に記載; 法人は公称の完全な名称を記載; あて名は郵便番号及び国名も記載。下記の住所(国名)欄に表示が無い場合、この欄に表示されるあて名の国が、出願人の住所(国名)として扱われる。)	この欄に記載した者は次に該当する: ☐ 出願人のみである。 ☐ 出願人及び発明者である。 ☐ 発明者のみである。 (ここにレ印を付したときは、以下に記入しないこと) 出願人登録番号:
③	
国籍(国名):	住所(国名):
この欄に記載した者は、次の指定国についての出願人である: ☐ すべての指定国 ☐ 追記欄に記載した指定国	

第V欄 国の指定

この願書を用いてされた国際出願は、規則4.9(a)に基づき、国際出願日に拘束されるすべてのPCT締約国を指定し、取得しうるあらゆる権限の保護を求め、及び該当する場合には広域と国内特許の両方を求める国際出願となる。しかしながら、以下の国については指定をせず、その国の国内保護を求めない。

- ☐ DE ドイツについては指定をしない
- ☐ JP 日本については指定をしない ④
- ☐ KR 韓国については指定をしない

(上記のチェック欄は、上記の特定の国の指定を除外するときに使用することができ、この指定を除外することができるのは、出願の国又は規則26の2.1により上記の特定の国における先の国内出願を基礎とする優先権を国際出願の第VI欄で主張する結果、その国の国内法に基づいてこの先の国内出願の効果が消滅するのを避けるのを目的とする場合に限る。しかし、いつたん除外した指定は、それを変更することはできない。)

第VI欄 優先権主張及び優先権書類

以下の先の出願に基づく優先権を主張する:

先の出願日 (日、月、年) ⑤	先の出願番号	先の出願		
		国内出願: パリ条約同盟国又はWTO加盟国	広域出願: 広域官庁	国際出願: 受理官庁
(1)				

- ①国際出願日 国内移行日ではない
- ②出願人 出願前移転がない限り、原則PJメンバー(法人)
- ③発明者 原則登録研究員。ただし、登録研究員以外の者が発明の創作に関与していた場合はその者も発明者のため、記載が必要。

④(国内移行する)国の指定 特定の国を除外しない場合は、「全指定」となる。また、日本を除外せずに日本出願を基礎として日本に移行した場合、基礎出願は国内優先権制度により「みなし取下げ」となる。

⑤優先権主張

- ・日本出願を基礎として日本に国内移行→国内優先権主張
- ・日本出願を基礎として外国に国内移行→パリ条約に基づく優先権主張

PCT国際出願 ～国内移行書面（日本）のチェックポイント～



整理番号：JP14072000 PCT/JP2014/072100(Proof) 提出日：○年○月○日

【書類名】 国内書面
 【整理番号】 JP14072000
 【提出日】 平成27年○月○日
 【あて先】 特許庁長官
 【出願の表示】
 【国際出願番号】 PCT/JP2014/072100
 【出願の区分】 特許
 【発明者】
 【住所又は居所】 川崎市幸区大宮町1310番地 ○○株式会社内
 【氏名】 ○○ ○○
 【特許出願人】
 【識別番号】 0 0 0 1 2 3 4 5 6
 【氏名又は名称】 ○○○株式会社
 【代理人】
 【識別番号】 ○○○○○
 【弁理士】
 【氏名又は名称】 便利 太郎
 【国等の委託研究の成果に係る記載事項】 2012年度、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構「○○／△△の委託研究、産業技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願」
 【手数料の表示】
 【予納台帳番号】 ○○○○○
 【納付金額】 14000
 【提出物件の目録】
 【包括委任状番号】 ○○○○○

・日本に移行する国内書面を提出する際は、記載必要
 ・PCT国際出願の願書には国等の委託研究の成果に係る記載項目はないので、記載不要

整理番号:発送番号：00000 発送日 ○年○月○日

出願番号通知

PCT国際出願の出願日は、指定各国に移行しても変わらない。出願日はあくまで国際出願日。国内移行日ではない。

国内書面差出日 平成27年○月○日

あなたの国際出願に基づく出願の日本国内出願番号は記載の通りです。

国際出願番号
PCT/JP2014/072100

出願番号
特願2014-540000

【PMS】出願通知書 ～PCT国際出願と国内移行の入力例～



産業財産権出願通知書

作成日	*		
部 名		資産管理部	
住所	*	東京都千代田区霞が関 3 - 4 - 3	
法人名		特許株式会社	
所属部課			
役職		知的財産部長	
氏名	*	資産 太郎	

代表者等、提出者の制限なし
(担当者でも可)

【PCT国際出願の場合】
「PCT(全指定)」or「その他」(JPのみ除外の場合等)
【国内移行の場合】
指定国「日本」or「外国」(⇒さらに出願国名を検索して入力(「EP(欧州特許庁)」を含む))

【PCT国際出願の場合】国際出願番号
【国内移行の場合】国内出願番号
【EPC出願の場合】EP出願番号

【PCT国際出願から国内移行した場合】
PCT出願の国際出願日と同日
国内移行した日(国内書面差出日)ではない

PCT国際出願から国内移行した場合に記載。優先権の基礎出願ではない。

PCT国際出願から国内移行した場合に記載。PCT国際出願した日

出願国	*	日本	
出願に係る産業財産権の種類	*	特許権	
発明等の名称	*	〇〇の製造方法	
出願番号	*	2022-543210	
出願日	*	2022.06.01	
(PCT出願の国内移行の場合) 国際出願番号		JP2022/666666	
(PCT出願の国内移行の場合) 国際出願日		2022.06.01	
(分割出願の場合) 原出願番号			
(分割出願の場合) 原出願日			

【PMS】出願証憑提出、PMS入力手順(1)

産業財産権等出願後状況通知書

* 必須入力

作成日	*	2022.12.28	
部 名		資産管理部	
通知者	住所	*	神奈川県川崎市幸区大宮町 1 3 1 0
	法人名	*	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社
	役職名		部長
	氏名	*	資産 太郎
産業財産権設定	出願国		JP : 日本国
	産業財産権の種類		特許権
	発明等の名称	*	永久機関の製造方法
	出願番号		2024-999999
	出願日		2024.03.12
出願後の状況	*	登録 (以下、1.へ) 処分 (以下、2.へ) 証憑の提出 (以下、3.へ) 非公開制度に関する通知等 (以下、4.へ)	
1. 登録番号	*		
1. 登録日	*		
1. 登録国名	*		

① 証憑の提出を選択

【PMS】出願証憑提出、PMS入力手順(2)

文書登録

一時保存

入力完了

閉じる

通知者	法人名	*	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社
	役職名		部長
	氏名	*	資産 太郎
産業財産権設定	出願国		日本
	産業財産権の種類		特許権
	発明等の名称	*	永久機関の製造方法
	出願番号		2024-999999
	出願日		2024.03.12 
出願後の状況	*		証憑の提出（以下、3.へ）
3. 公開区分	*		出願公開
3. 公開日/移行日	*		2025.09.12 
添付書類	ファイル名		更新日
	公開公報		2025.10.14 
	ファイル	ファイルの選択	ファイルが選択されていません
			アップロード
備考			

② 公開区分で「出願公開/国際公開/国内移行」を選択

③ 公開日/移行日に日付を入力

④ 公開公報等、出願の証憑をファイル選択し、アップロード

【PMS】出願通知書/出願後状況通知書の提出時のチェックシート



確認事項	対応
提出を厳守しているか。	・所定の提出期限を1か月以上遅延した場合は、備考欄に遅延理由と再発防止策を入力。
出願国と出願番号に不整合はないか。 PCT出願の出願国は、「PCT(全指定)」or 「その他」(JPのみ除外の場合など)となっているか。	・代表的な出願番号の記載例と出願国との関係は以下のとおり。不整合やPCT国際出願の出願国選択に誤りがある場合は出願国を修正。 【日本】特願2024-***** 【PCT】PCT/JP2024/***** 【米国】1△/***,*** 【中国】西暦+10123456.7
PCT国際出願が指定国に移行した出願の出願日が国内移行日になっていないか。	・指定国に移行した出願の出願日には、国内移行日ではなく国際出願日を入力。
出願人が自然人（個人）でないか。	・NEDO委託事業では、約款第28条で定めているように、原始使用者等帰属のため（8ページ参照）、出願前移転がない限り、PJメンバー（法人）を入力。
優先権主張に漏れや誤りはないか。	・基礎出願がある場合、基礎出願と本件出願の国が同一の場合は「先の出願に基づく優先権主張」、異なる場合は「パリ条約等に基づく優先権主張」を選択。基礎出願の番号と出願日も入力。 ・PCT国際出願の国内移行出願において、基礎出願はPCT国際出願をする前に行った出願（第一国出願）。PCT国際出願ではない。
バイ・ドール条項に基づく出願となっているか。	・日本出願の願書、PCT国内移行書面（日本）に「国等の委託に係る研究成果に係る出願」である旨の記載がない場合、設定登録までに、手続補正書を提出して記載を追記。
出願前に移転されていないか。	デフォルトでは、「無」が入力されている。出願前に「特許を受ける権利」が移転されている場合は、「有」を選択し必要事項を入力。

2 登録に関する報告

◆「出願後状況通知書」：設定登録の報告＋登録の証憑

設定登録後

欧州特許は
特許付与後

対象	【特許権】 ・日本出願（含む、分割出願・国内優先権主張出願） ・外国への直接出願 ・欧州出願、欧州単一効特許出願 ・PCT国内移行出願（日本又は外国の指定国に移行した出願）
	【特許権以外の産業財産権】 出願又は申請
期限	【特許権】【特許権以外の産業財産権】 登録公報発行日/登録に関する公示日から60日以内（外国は90日以内）

◆「出願後状況通知書」：著作物の創作＋著作物の証憑

著作物の創作/
登録後

対象	【著作物】下記a-cのいずれか a. プログラム・データベース b. プログラムの手引書その他これに類するもの c. 委託先が著作権を行使又は第三者に利用許諾するもの
期限	創作後速やかに（外部機関に登録した場合は登録後速やかに） ※事前の出願通知書は不要

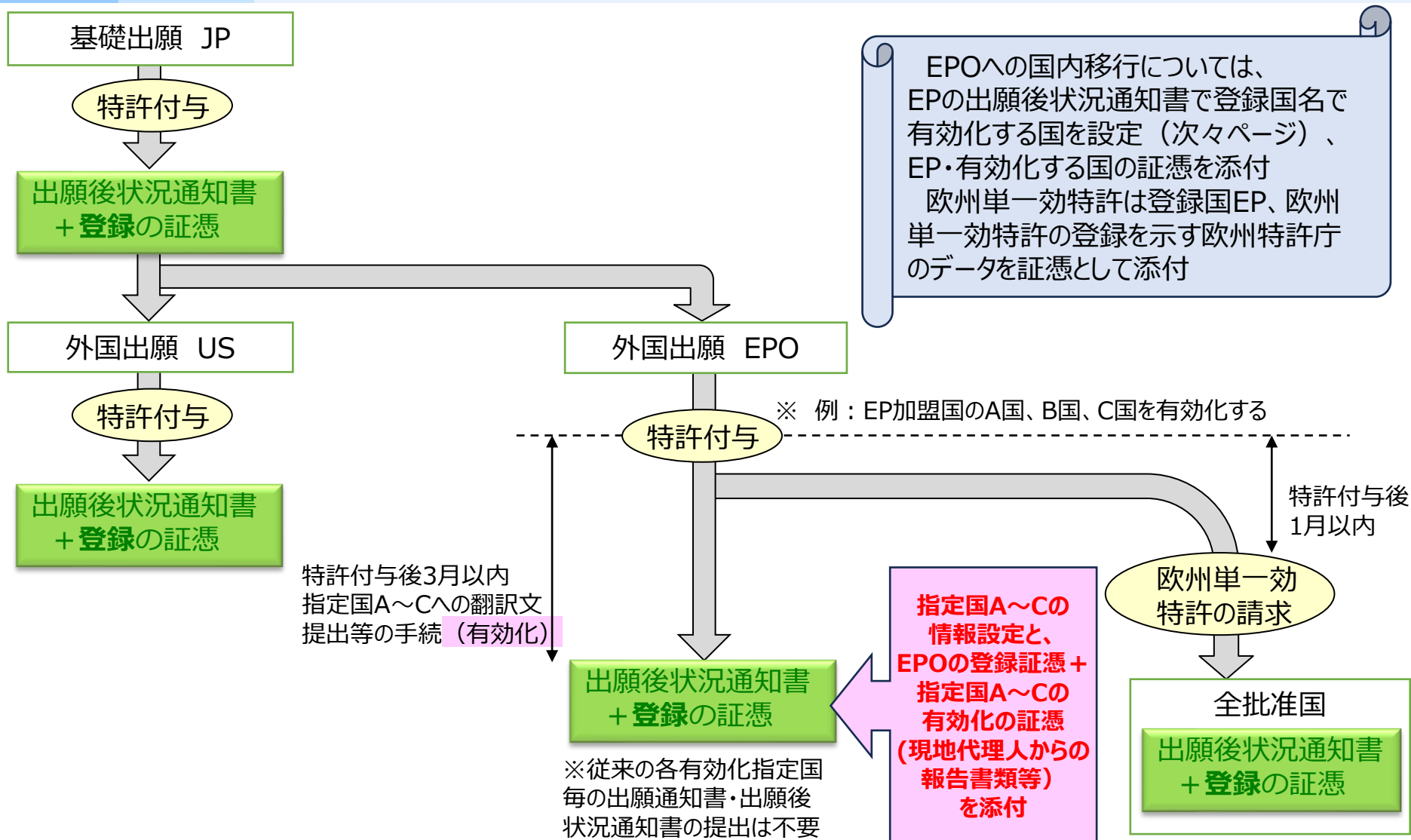
登録の証憑 - 登録に関する書誌的事項を確認できる書類 -

- ◆ 登録に関する書誌的事項を確認できる以下の事項を確認できる書類 ※書誌的事項が記載されているページのみ
 - ・産業財産権：出願番号、登録番号、登録日、権利者名、発明等の名称（特許権）等【約款第33条第1項】
 - ・著作権：創作又は公表年月日、著作物の題号、著作者等【約款第33条第2項】
- ◆ 上記以外は、以下の事項を確認できる書類
 - ・回路配置利用権：申請者、設定登録番号、半導体集積回路の名称等
 - ・育成者権：出願者及び育成者、出願品種の名称、農林水産植物の種類の学名等

報告対象	証憑例 ※原文が英語以外の外国語の場合は、該当箇所の英or和訳文を付記
・日本特許権（含む、分割出願・国内優先権主張出願） ・日本以外の各国特許権 ・実用新案権 ・意匠権	・ 特許公報（タイトルの後に「B」が付く）又は登録公報。ただし、書誌的事項（出願番号、登録番号、登録日、権利者名、発明等の名称）の記載頁のみ。 ※ 特許公報や登録公報の入手困難な国のみ、「特許証」
・欧州特許権 ・欧州単一効特許権	＜欧州特許権＞ 欧州特許公報 + 有効化手続申請の報告書（有効化する国すべて） ＜欧州単一効特許＞ 欧州単一効特許の登録を示す欧州特許庁のデータなど
・著作権 ※ 下記a-cのいずれか a. プログラム・データベース b. プログラムの手引書その他これに類するもの c. 委託先が著作権を行使又は第三者に利用許諾するもの	・ 創作又は公表年月日、著作物の題号、著作者等の書誌的事項を示す書類（委託先が作成したもの）又は著作物の電子ファイル ＜著作権を所定官庁に登録した場合＞ ・ 「登録済通知書」 ※ 著作権を所定官庁に登録する場合であっても、創作後に「産業財産権等出願後状況通知書」+ 上述のエビデンスを提出、その後に、「産業財産権等出願後状況通知書」+ 「登録済通知書」を提出すること。
・回路配置利用権	・ソフトウェア情報センター(SOFTIC)が発行した「登録通知書」又は「設定登録に関する公示」
・育成者権	・農林水産省「品種登録公表（官報）」

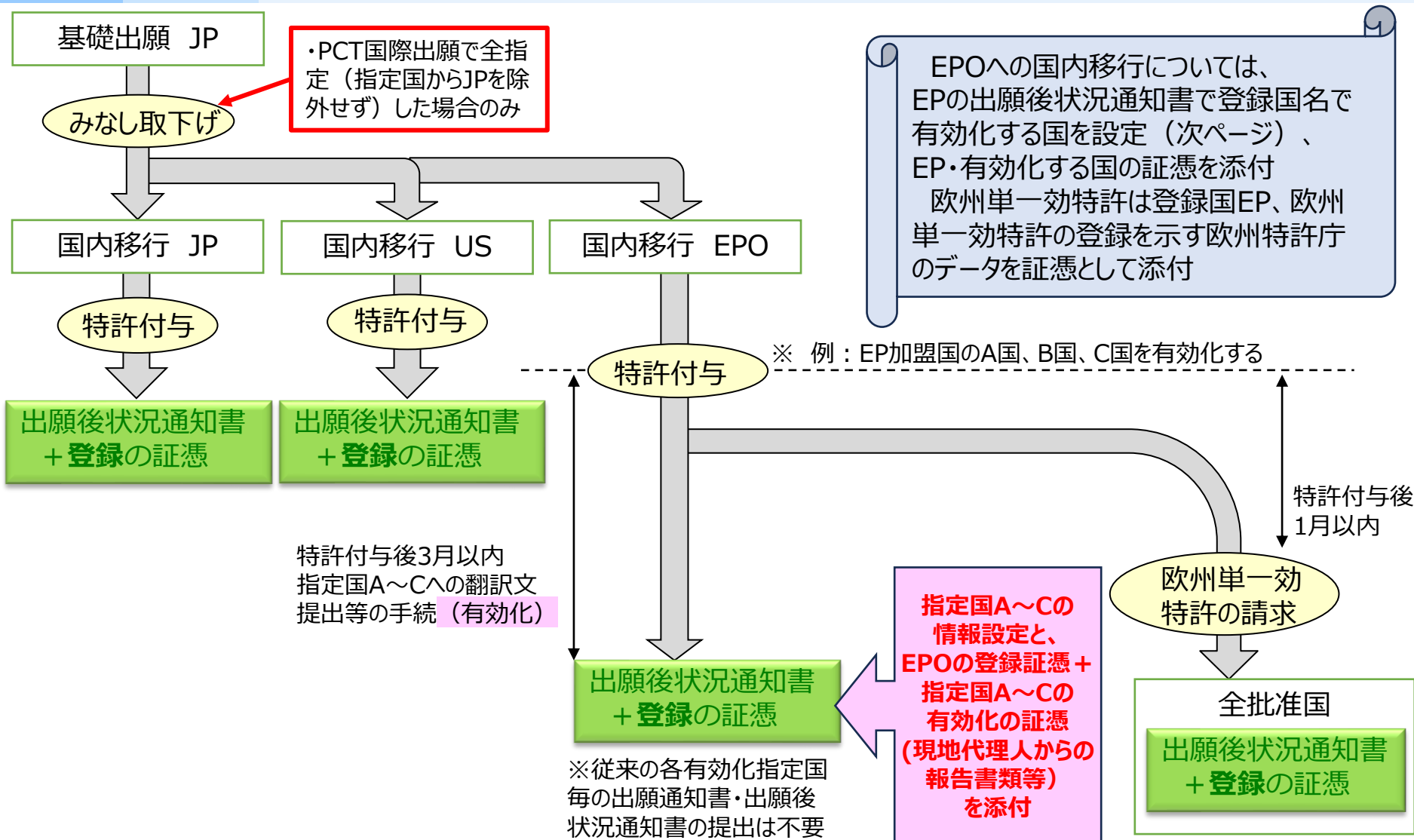
登録の流れと提出書類①

～日本出願→外国直接出願（パリ条約に基づく優先権主張あり）～



登録の流れと提出書類②

～日本出願→PCT国際出願（パリ条約に基づく優先権主張あり）～



【PMS】欧州特許に係る手順の手順(1)

◆「登録国」追加の手順

- 1) 登録国名として「EP加盟国」を選択
- 2) 「EP加盟国」の右側に「登録国追加」ボタンが表示されるのでこれを押下
- 3) 国名選択画面がポップアップ表示されるので有効化国を1つずつ設定
(設定済の国を保持した状態で追加していく)

文書登録

一時保存 入力完了 閉じる

1. 登録番号 * 3437782

1. 登録日 * 2024.08.14

1. 登録国名

EP加盟国 登録国追加

1. 権利者名

添付書類

備考

EP3437782

ファイル ファイルの

国名選択

国名コード DE 国名 (部分一致)

クリア この条件で絞り込む

3件のデータが該当しました。

国名コード	国名
FR	フランス
GB	イギリス
DE	ドイツ

設定

【PMS】欧州特許に係る手順の手順(2)

- 有効化に関する情報（PMS上の登録国）を入力した画面



文書登録

一時保存 入力完了 閉じる

1. 登録番号 * 3437782

1. 登録日 * 2024.08.14

1. 登録国名 * E P加盟国 登録国追加

出願国

GB	:	イギリス	🗑
FR	:	フランス	🗑
DE	:	ドイツ	🗑

①（有効化する国すべて）

1. 権利者名 * 権利者名 *** 株式会社 🗑

添付書類

ファイル名	更新日	
EP3437782	2025.08.15	🗑

②（有効化する国すべて）の証憑添付

ファイル ファイルの選択 ファイルが選択されていません アップロード

備考

Q: 一部の有効化した指定国で移転や放棄する場合はどうするのか？



A: PMSの対象知財の選択機能では「出願通知書」を提出されたものしか選択できない（出願後状況通知書でEP加盟国として登録した国は反映されない）。
このため以下のように手続を行う。

- ① この場合に限り、**移転または放棄を行いたい指定国の出願通知書を提出**
- ② 移転承認申請書・移転通知書、放棄届出書の対象出願を選択する際、上記指定国の出願を選択したうえで、手続を進める。

日本特許公報のチェックポイント



JP 4310478 B2 2009.8.12

(19) 日本国特許庁 (JP)

(12) 特 許 公 報 (B2)

(11) 特許番号

特許第4310478号
(P4310478)

(45) 発行日 平成21年8月12日 (2009.8.12)

(24) 登録日 平成21年5月22日 (2009.5.22)

(51) Int. Cl.	F I
C07C 217/08 (2006.01)	C07C 217/08 C S P
C07F 5/02 (2006.01)	C07F 5/02 B
C07D 295/08 (2006.01)	C07D 295/08 Z
C07D 295/02 (2006.01)	C07D 295/02 Z
H01M 10/40 (2006.01)	H01M 10/40 A

書誌的事項

請求項の数 9 (全 17 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号	特願2005-516633 (P2005-516633)	(73) 特許権者	301021533
(22) 出願日	平成16年12月24日 (2004.12.24)		
(66) 国際出願番号	PCT/JP2004/019923	(72) 発明者	独立行政法人産業技術総合研究所 東京都千代田区霞が関1-3-1
(67) 国際公開番号	W02005/063773		
(68) 国際公開日	平成17年7月14日 (2005.7.14)		
(69) 国際公開日	平成18年4月26日 (2006.4.26)	(72) 発明者	周 志彬 大阪府池田市緑丘1丁目8番31号 独立 行政法人産業技術総合研究所関西センター 内
(31) 優先権主張番号	特願2003-431700 (P2003-431700)		
(32) 優先日	平成15年12月26日 (2003.12.26)		
(33) 優先権主張国	日本国 (JP)		
(31) 優先権主張番号	特願2004-19074 (P2004-19074)		
(32) 優先日	平成16年1月27日 (2004.1.27)		
(33) 優先権主張国	日本国 (JP)		
(31) 優先権主張番号	特願2004-19076 (P2004-19076)		
(32) 優先日	平成16年1月27日 (2004.1.27)		
(33) 優先権主張国	日本国 (JP)		

審査官 前田 憲彦

最終頁に続く

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

$[BF_3(C_nF_{2n+1})]^-$ (式中、 n は 1、2、3 または 4 を示す) で表される少なくとも 1 種のアニオンと、一般式 (1)

$[NR^1R^2R^3R^4]^+$ (1)

式中、 $R^1 \sim R^4$ は、同一又は異なって、炭素数 1 ～ 10 の直鎖又は分枝を有するアルキル基、前記のアルキル基の水素原子の少なくとも 1 つがフッ素原子で置換された炭素数 1 ～ 10 の直鎖又は分枝を有するフルオロアルキル基、(O-前記アルキル) 構造を有する炭素数 1 ～ 10 の直鎖又は分枝を有するアルコキシ基、 $-(CH_2)_n-0-(CH_2CH_2O)_n-2-(C_1-C_4$ アルキル)、 $-(CH_2)_n-0-(CH_2CH(CH_3)O)_n-2-(C_1-C_4$ アルキル)、もしくは $-(CH_2)_n-0-(CH(CH_3)CH_2O)_n-2-(C_1-C_4$ アルキル: n は 1 ～ 4 の整数、 n は 1 ～ 4 の整数) の一般式で表され、前記の C_1-C_4 アルキルが、メチル、エチル、 n -プロピル、イソプロピル、 n -ブチル、イソブチル、 sec -ブチル、 $tert$ -ブチルからなる群より選ばれる少なくとも一種類のアルキルであることを特徴とするポリエーテル基または炭素数 1 ～ 6 の直鎖又は分枝を有するアルコキシ基と炭素数 1 ～ 6 の直鎖又は分枝を有するアルキル基からなるアルコシアルキル基を示し、或いは、 R^1 及び R^2 は窒素原子と一緒になってピロリジン、ピペリジンまたはモルホリン環を形成してもよい。

但し、 $R^1 \sim R^4$ は、以下 (1) ～ (111) の条件を満たすものとする:

(1) R^1 及び R^2 が窒素原子と一緒になってピロリジン、ピペリジンまたはモルホリン環

10

20

(17)

JP 4310478 B2 2009.8.12

フロントページの続き

(51) Int. Cl.	F I
H01M 6/16 (2006.01)	H01M 6/16 A
H01G 9/038 (2006.01)	H01G 9/00 301D

(31) 優先権主張番号	特願2004-94275 (P2004-94275)
(32) 優先日	平成16年3月29日 (2004.3.29)
(33) 優先権主張国	日本国 (JP)
(31) 優先権主張番号	特願2004-94293 (P2004-94293)
(32) 優先日	平成16年3月29日 (2004.3.29)
(33) 優先権主張国	日本国 (JP)
(31) 優先権主張番号	特願2004-285706 (P2004-285706)
(32) 優先日	平成16年9月30日 (2004.9.30)
(33) 優先権主張国	日本国 (JP)

(56) 参考文献	特開2002-308884 (J P, A)
	特開2002-187893 (J P, A)
	特開2002-100403 (J P, A)

(58) 調査した分野 (Int. Cl., DB 名)

C07C 217/00
C07D 295/00
C07F 5/00
H01G 9/00
H01M 6/00
H01M 10/00
CA/REGISTRY (STD)

最終ページ
書誌的事項の
続き

書誌的事項が公報1ページ目上段に収まっていない場合は、特許公報の最終ページも添付

【PMS】出願後状況通知書 ～設定登録時の入力例～



文書登録

一時保存 入力完了 閉じる

産業財産権設定		産業財産権の種類	特許権
選択	クリア	発明等の名称	* 永久機関の製造方法
		出願番号	2022-543210
		出願日	2022.06.01
出願後の状況		* 登録 (以下、1.へ)	
1. 登録番号		* 7069189	
1. 登録日		* 2022.12.01	23
1. 登録国名		* 日本	
1. 権利者名		* 権利者名	追加
		新エネルギー・産業技術総合開発株式会社	
添付書類		ファイル名	更新日
		特許公報 永久機関の製造方法	2022.12.28
		ファイル	アップロード
		ファイルの選択	ファイルが選択されていません
備考			

登録時の名称
※名称は審査中に変更される場合あり

欧州登録特許が指定国で有効化された場合、いずれの国の出願についても、登録日は、欧州特許公報の発行日

権利者が複数存在する場合は、行を追加して、すべての権利者を入力

「特許公報 1 頁目 (+ 最終頁)」「特許証」の写し等

3 移転等に関する報告

➤ 知的財産権の移転等の承認基準

◆ 基本的な考え方

知的財産権の移転等の可否の判断に際しては、「産業技術力強化法」及び「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に基づく観点や、個々の委託事業の目的等の観点を考慮して、総合的に検討を行う。

◆ 考慮すべきポイントの例

- ① 当該移転等により、研究開発の成果が事業活動において**効率的に活用されるか**。（産業技術力強化法第17条）

具体的なポイント

- ・具体的な事業計画、事業体制等を有している者であるか。
- ・移転先が研究開発の成果を活用するに当たって移転元から技術協力を得られるか。

- ② 当該移転等が、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる研究開発の成果の**国外流出に該当しないか**。（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第41条）

具体的なポイント

- ・研究開発の成果が活用される場所は国内か国外か。
- ・移転等により国内企業等（大学、研究機関等も含む）が重要な成果に対しアクセスすることが困難となるおそれがないか。

（参考）経済産業省 委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン（平成27年5月（最終改訂令和5年11月）
https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/ipmanagementguideline_9.pdf

➤ 原則、知的財産権の移転又は専用実施権等の設定・移転の承諾にはNEDOの事前承認が必要であるが、以下の場合は不要。（特別約款等による例外あり、最終的には個々の契約を確認）

◆ 事前承認が不要な場合（2026年度約款第31条第3項第四号ただし書（⑤のみ同号本文括弧書き））

【知的財産権の移転】

- ① 委託先の合併又は分割による移転
- ② 委託先（株式会社）から委託先の子会社又は親会社への移転（除く、子会社又は親会社が日本国外に存する場合）
- ③ 委託先から「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」に規定する承認事業者（承認TLO）又は認定事業者（認定TLO）※への移転
- ④ 技術研究組合（委託先）から組合員への移転
- ⑤ 共有の知的財産権の持分放棄（除く、持分を他の共有者・第三者へ契約により譲渡する場合）

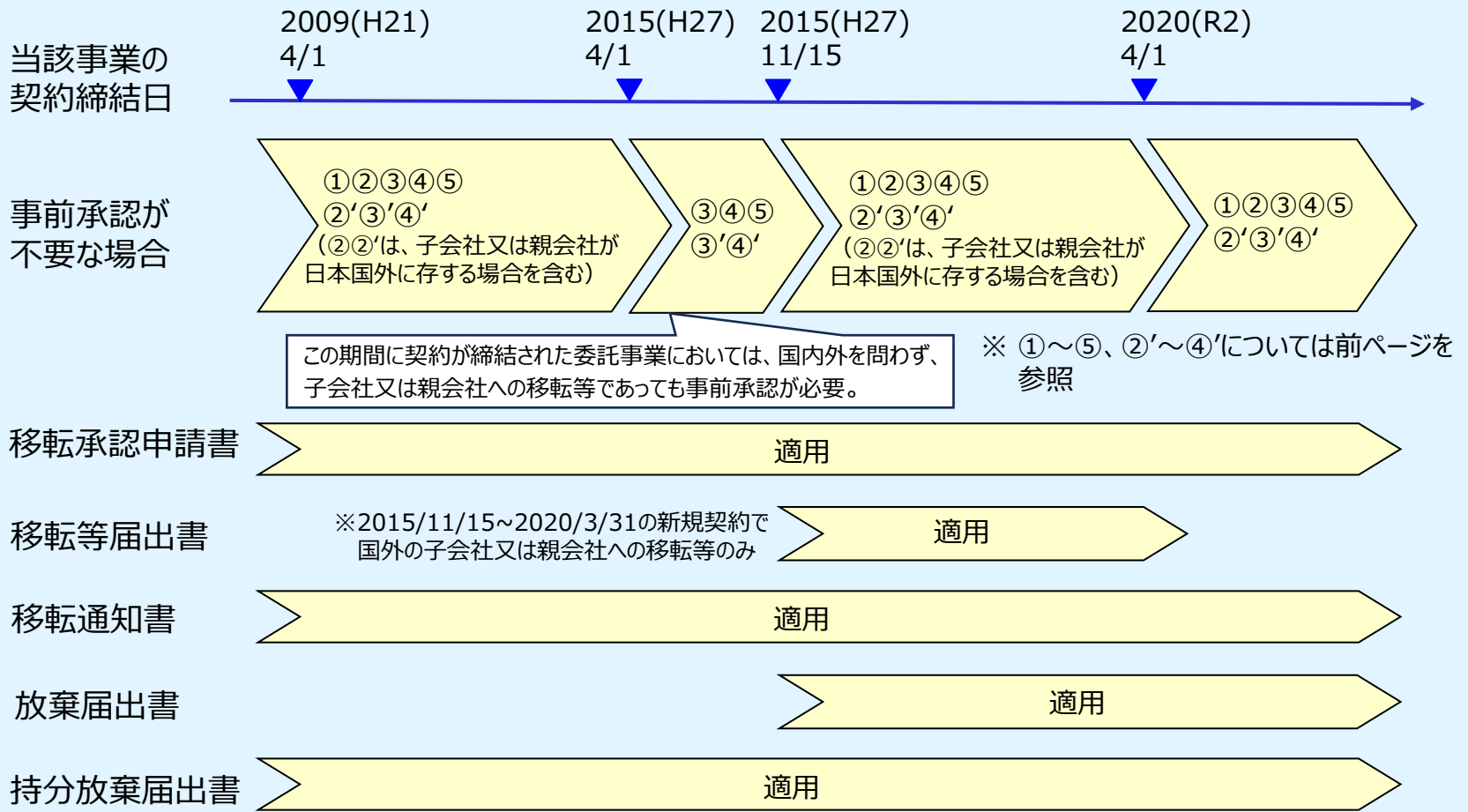
【専用実施権の設定又は移転の承諾】

- ②' 委託先（株式会社）から委託先の子会社又は親会社への設定又は移転の承諾（子会社又は親会社が日本国外に存する場合を除く）
- ③' 委託先から「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」に規定する承認事業者（承認TLO）又は認定事業者（認定TLO）への設定又は移転の承諾
- ④' 技術研究組合（委託先）から組合員への設定又は移転の承諾

※ 承認TLO、認定TLO：大学の研究者の研究成果を特許化し、それを企業へ技術移転する法人。

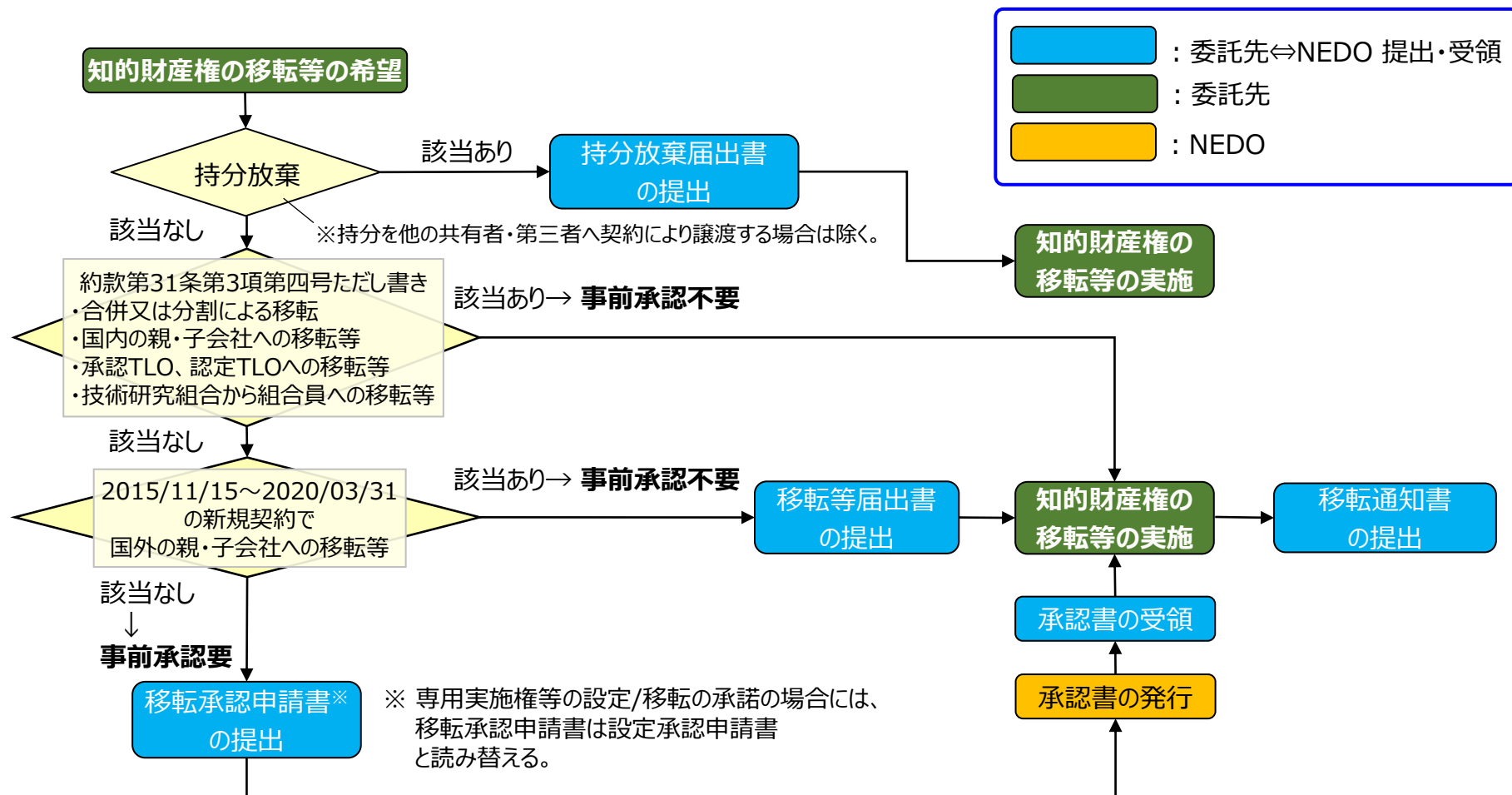
（参考）特許庁「承認・認定TLO（技術移転機関）一覧」 <https://www.jpo.go.jp/toppage/links/tlo.html>

NEDO委託業務におけるバイ・ドール条項 - 移転等手続の変遷 -



移転等の手続きの全体的な流れ

- 知的財産権の移転等をする場合、委託先又はNEDOでの対応とその手順は以下のとおり。



- 3-1 [出願前](#)
- 3-2 [出願後～設定登録前](#)
- 3-3 [設定登録後](#)
- 3-4 [専用実施権の設定・移転](#)

3-1 出願前 ～事前承認が必要な場合～



3-1 出願前 ～事前承認が不要な場合～

発明等

◆ 出願前における移転の場合、PMS設計上、移転等届出書・移転通知書の提出の前に「(仮)出願通知書」を提出。

出願通知書（「出願番号」欄に管理番号等を記入）の提出

※「(仮)出願通知書」についてご不明の点等がある場合は、chizaiken [*] nedo.go.jpまでご連絡ください。
（上記アドレスの[*]を@に変えて使用してください。）

※2015/11/15～2020/3/31の新規契約で国外の子会社又は親会社への移転のみ
移転前に「移転等届出書」を提出

移転

移転通知

書類	移転通知書 + 移転の証憑（根拠となる契約書等）
期限	移転日から60日以内（外国の場合は90日以内）

出願

書類	出願通知書（出願前移転であることを記載）
期限	出願日から60日以内（外国の場合は90日以内）

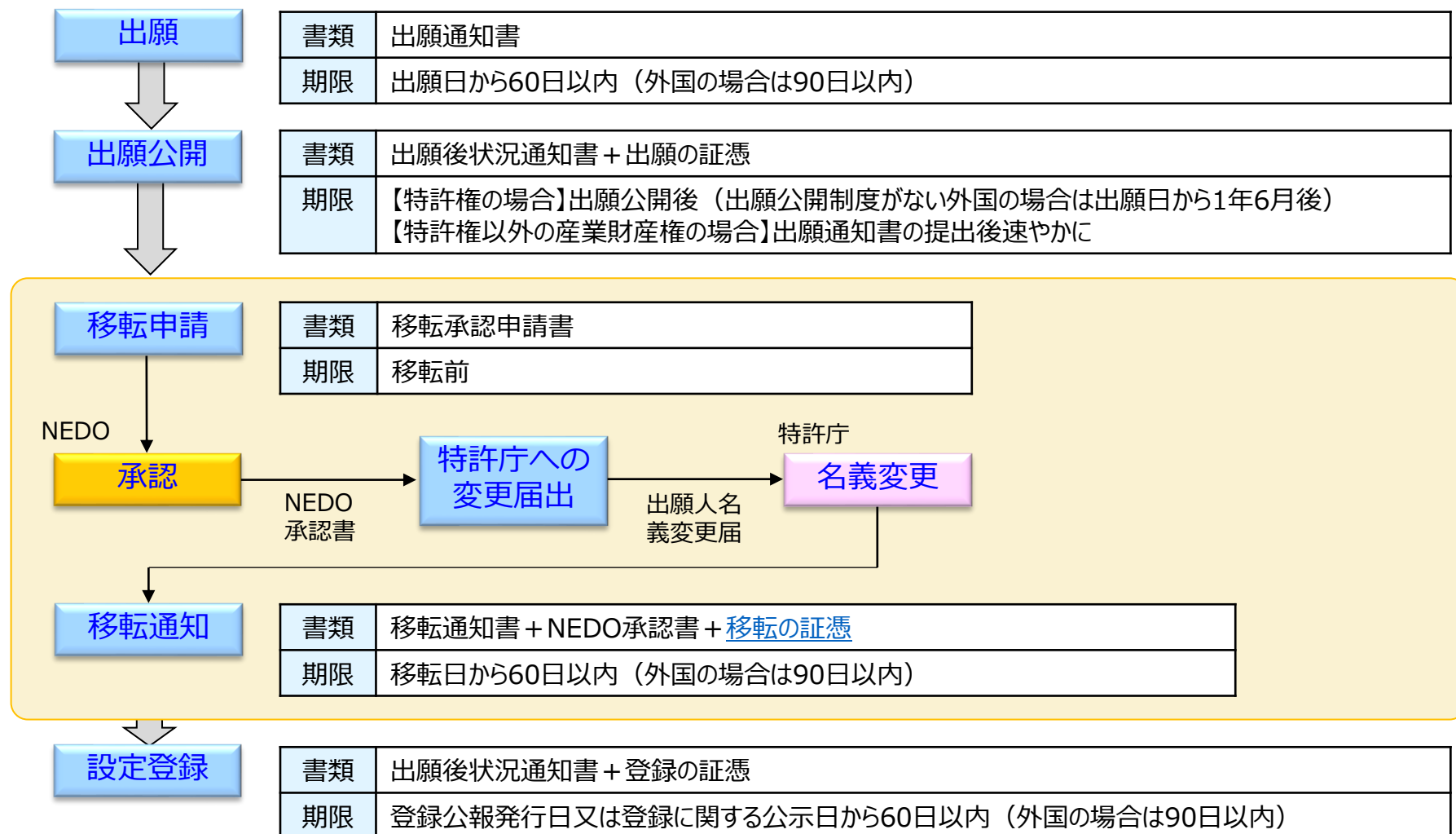
出願公開

書類	出願後状況通知書 + 出願の証憑
期限	【特許権の場合】出願公開後（出願公開制度がない外国の場合は出願日から1年6月後） 【特許権以外の産業財産権の場合】出願通知書の提出後速やかに

設定登録

書類	出願後状況通知書 + 登録の証憑
期限	登録公報発行日又は登録に関する公示日から60日以内（外国の場合は90日以内）

3-2 出願後～設定登録前 ～事前承認が必要な場合～



3-2 出願後～設定登録前 ～事前承認が不要な場合～

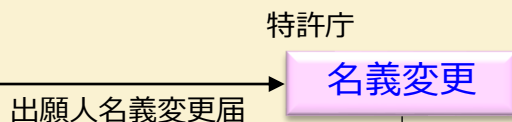
出願

書類	出願通知書
期限	出願日から60日以内（外国の場合は90日以内）

出願公開

書類	出願後状況通知書 + 出願の証憑
期限	【特許権の場合】出願公開後（出願公開制度がない外国の場合は出願日から1年6月後） 【特許権以外の産業財産権の場合】出願通知書の提出後速やかに

特許庁への
変更届出



※2015/11/15～2020/3/31の新規契約で
国外の子会社又は親会社への移転のみ
移転前に「移転等届出書」を提出

移転通知

書類	移転通知書 + <u>移転の証憑</u>
期限	移転日から60日以内（外国の場合は90日以内）

設定登録

書類	出願後状況通知書 + 登録の証憑
期限	登録公報発行日又は登録に関する公示日から60日以内（外国の場合は90日以内）

3-3 設定登録後 ～事前承認が必要な場合～

出願

書類 出願通知書

期限 出願日から60日以内（外国の場合は90日以内）

出願公開

書類 出願後状況通知書 + 出願の証憑

期限 【特許権の場合】出願公開後（出願公開制度がない外国の場合は出願日から1年6月後）
【特許権以外の産業財産権の場合】出願通知書の提出後速やかに

設定登録

書類 出願後状況通知書 + 登録の証憑

期限 登録公報発行日又は登録に関する公示日から60日以内（外国の場合は90日以内）

移転申請

書類 移転承認申請書

期限 移転前

NEDO

①

承認

②

NEDO
承認書

特許庁への
移転申請

③ 移転登録
申請書

特許庁

移転
登録

④ 移転登録
済通知書

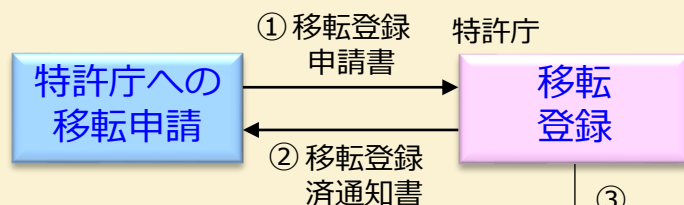
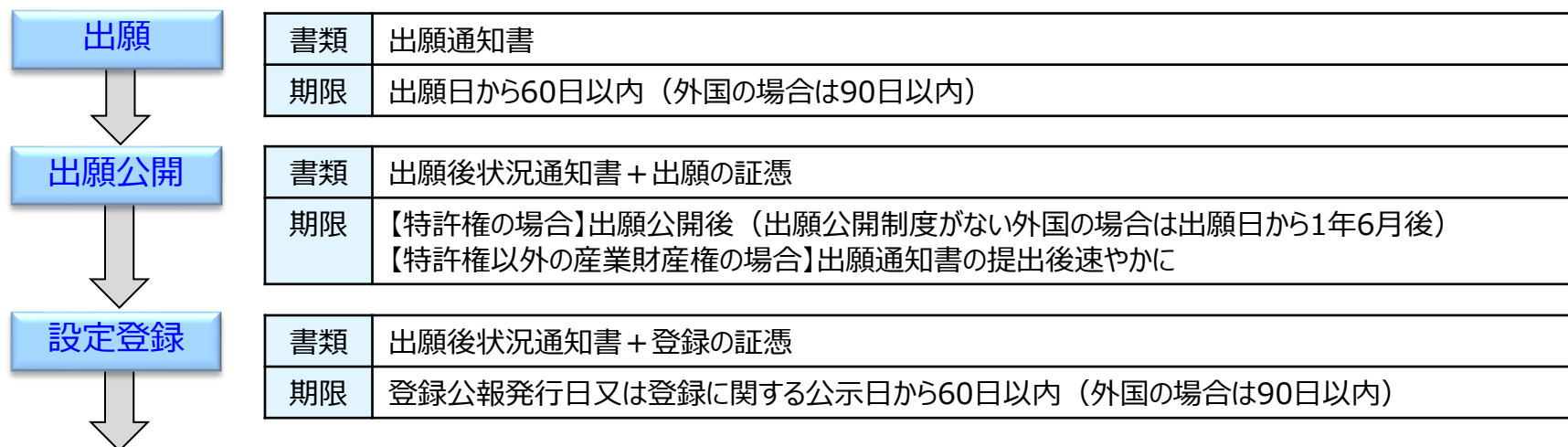
⑤

移転通知

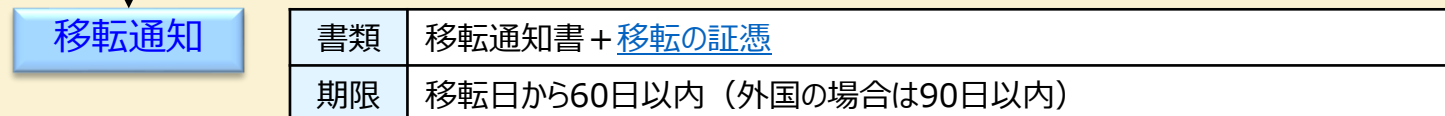
書類 移転通知書 + NEDO承認書 + 移転の証憑

期限 移転日から60日以内（外国の場合は90日以内）

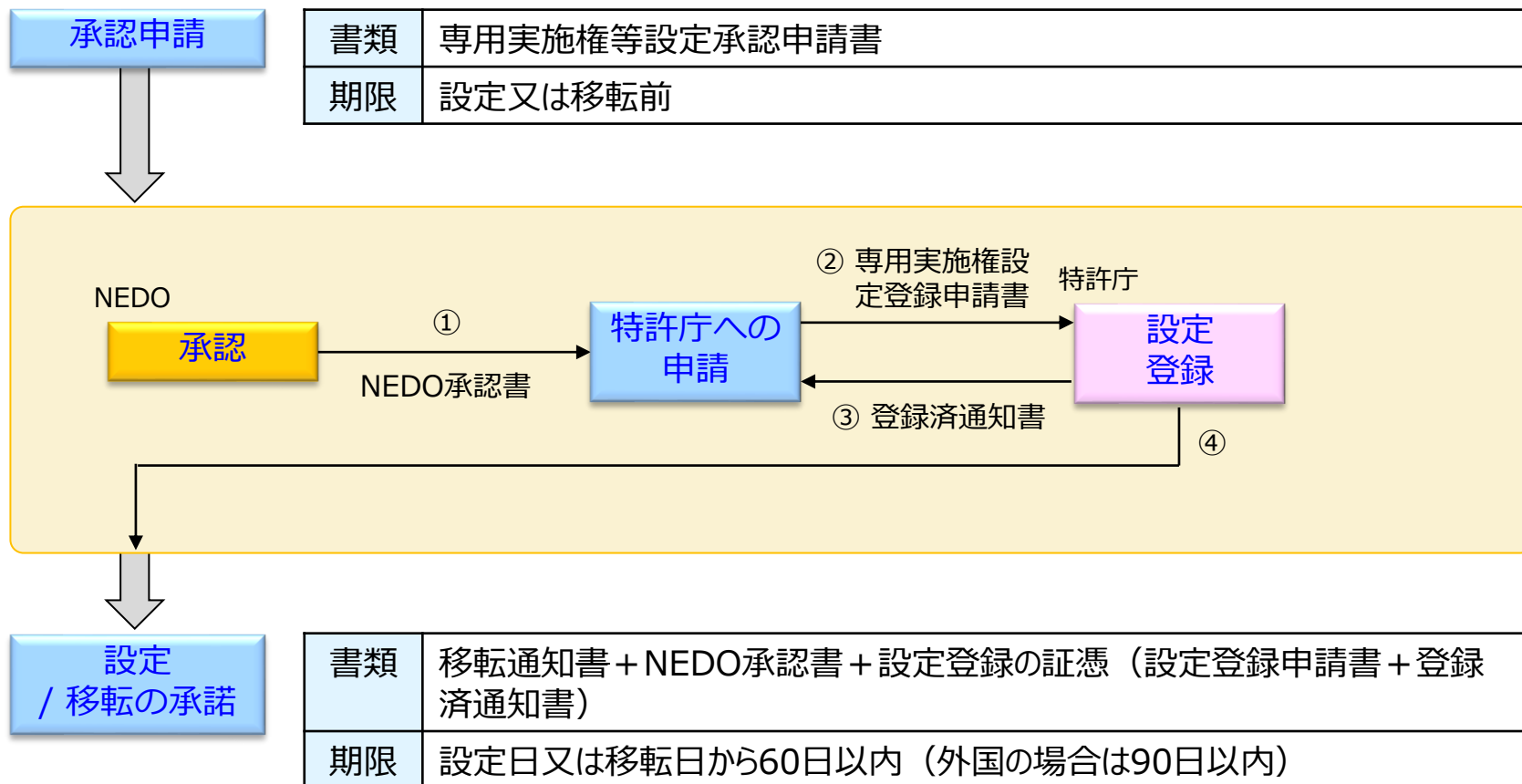
3-3 設定登録後 ～事前承認が不要な場合～



※2015/11/15～2020/3/31の新規契約で
国外の子会社又は親会社への移転のみ
移転前に「移転等届出書」を提出

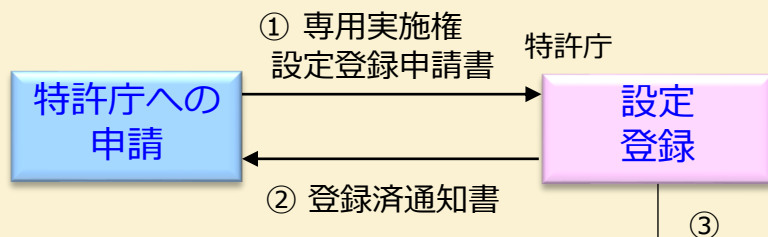


3-4 専用実施権等の設定又は移転の承諾 ～事前承認が必要な場合～



3-4 専用実施権等の設定又は移転の承諾 ～事前承認が不要な場合～

※2015/11/15～2020/3/31の新規契約で
国外の子会社又は親会社への場合のみ
設定又は移転の許諾前に「移転等届出書」を提出



設定
/ 移転の承諾

書類	移転通知書 + 設定登録の証憑（設定登録申請書 + 登録済通知書）
期限	設定日又は移転日から60日以内（外国の場合は90日以内）

移転、専用実施権等の設定又は移転の承諾の証憑 ～移転等の事実を確認できる書類～



➤ 出願前の移転

書類	・譲渡契約書等
----	---------

➤ 設定登録前の移転（名義変更）

書類	・出願人名義変更届（特許庁により受理されたもの） <原文が英語以外の外国語の場合> 原文の該当箇所の英or和訳文
----	---

➤ 設定登録後の移転

書類	①移転登録申請書＋登録済通知書 ②特許原簿 ③J-PlatPatの登録情報 ④外国知財庁の権利者情報/登録情報 のうちいずれか一つ <原文が英語以外の外国語の場合> 原文の該当箇所の英or和訳文
----	---

➤ 専用実施権等の設定又は移転の承諾

書類	設定登録申請書＋登録済通知書
----	----------------

※ NEDO事前承認を受けた場合は、上記の証憑に加え、**NEDOからの承認書**を提出

【PMS】移転承認申請書・移転通知書の移転元・移転先入力例①

知的財産権移転通知書

* 必須入力

作成日	*	2023.01.04					
部 名		資産管理部					
通知者	住所	*	神奈川県川崎市幸区大宮町 1 3 1 0				
	名称	*	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社				
	役職名		部長				
	氏名	*	資産 太郎				
	*	出願に係る 産業財産権の種類	出願番号	移転の形式	移転元の住所	移転先の住所	移動
		発明等の名称			移転元の名称	移転先の名称	

移転元・移転先が複数存在する場合は、追加ボタンを押して行を追加

追加

知的財産権移転情報登録

* 必須入力

対象の知財を選択

出願に係る産業財産権	種類	特許権
	出願番号	N01-118289
	発明等の名称	バイナリーサイクル発電装置
選択	クリア	
移転の形式	*	☐ 一部移転 ☒ 全部移転
移転元	住所	東京都...
	名称	A
追加		
移転先	住所	神奈川県...
	名称	B
追加		

キャンセル

確定

移転の形式※、移転元、移転先を入力
※移転の形式は移転承認申請書にはありません

【PMS】移転承認申請書・移転通知書の移転元・移転先入力例②

➤ 移転の形式、移転元、移転先の入力例 ※移転の形式は移転承認申請書にはありません

	移転の形式	移転元	移転先	結果（権利者）
全部移転 A→B	全部移転	A	B	B
一部移転 A→A、B（Aの一部をBに移転）	一部移転	A	B	A、B
複数権利者共有の移転の場合 A、B→A、C	全部移転	A、B	A、C	A、C

複数権利者が共有している知財の移転の場合は、**移転の形式を全部移転、移転元・移転先に全権利者の住所・名称を入力してください。**

例：A社、B社共有の特許でB社の持分をC社に移転する場合、A社は移転で何も変化は無くとも、
移転元(移転前)：A社、B社
移転先(移転後)：A社、C社
 と入力してください。

知的財産権移転情報登録

閉じる

* 必須入力

出願に係る産業財産権	種類	特許権
選択 クリア	出願番号	2025-051288
	発明等の名称	光電気混載装置
移転の形式		☐ 一部移転 ☒ 全部移転
移転元	住所	東京都港区*****
追加	名称	A社
	住所	神奈川県川崎市*****
	名称	B社
移転先	住所	東京都港区*****
追加	名称	A社
	住所	大阪府堺市*****
	名称	C社

移転先・移転元の住所は特許出願時に**特許庁へ届け出た住所**と同じであることを確認してください

キャンセル

確定

【PMS】移転承認申請書の承認を受ける理由入力例

知的財産権移転承認申請書

※ 必須入力

契約管理番号	19100801-0																						
契約日	2020.03.02																						
事業種別	委託事業																						
契約件名	その他契約（資産部）／テスト																						
移転しようとする知的財産権について	出願前の権利追加 出願後の権利追加 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">知的財産権</th> <th>移転元</th> <th>移転先</th> <th rowspan="2">移動</th> </tr> <tr> <th>出願に係る産業財産権の種類</th> <th>出願番号(登録番号)</th> <th>発明等の名称</th> <th>住所、名称</th> <th>住所、名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>						知的財産権			移転元	移転先	移動	出願に係る産業財産権の種類	出願番号(登録番号)	発明等の名称	住所、名称	住所、名称						
	知的財産権			移転元	移転先	移動																	
	出願に係る産業財産権の種類	出願番号(登録番号)	発明等の名称	住所、名称	住所、名称																		
添付書類	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ファイル名</th> <th>更新日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>					ファイル名	更新日			アップロード													
ファイル名	更新日																						
承認を受ける理由	①効率的に活用されるか ②国外流出に当たらないか (以下のポイントを参考にして具体的な理由を記載する) (1) 当該移転等により、研究開発の成果が事業活動において効率的に活用されるか。 すなわち、移転先は、研究開発の成果を真に利用しようとするものか。(産業技術力強化法第19条に基づく観点)																						

特許出願非公開について、「移転先に約款第32条の2の規定の運用に支障を与えないよう約定させた旨」を「承認を受ける理由」欄に入力

【PMS】移転通知書で専用実施権設定・移転の承諾の報告する場合の入力例



専用実施権設定・移転の承諾の報告の場合、移転元・移転先の設定は以下の通りにしてください。

知的財産権移転情報登録

閉じる

* 必須入力

出願に係る産業財産権	種類	特許権
	出願番号	2025-081719
	発明等の名称	光電気混載装置
移転の形式		* ☐ 一部移転 ☒ 全部移転
移転元	住所	神奈川県川崎市幸区大宮町1310
	名称	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社
移転先	住所	神奈川県川崎市幸区大宮町1310
	名称	新エネルギー・産業技術総合開発株式会社

キャンセル

確定

専用実施権の設定、移転の承諾の場合
移転元・移転先共に特許権者の住所・
名称を記入

平成21年度以降の新規契約に係る成果ですか？

☒ はい ☐ いいえ

契約開始日はいつですか？

(1)契約開始日が、H21年4

(1)を選択した方、当該移転が認められる理由
をいずれか選択してください。

(a)約款第31条の3の規定

上記(a)を選択した場合

NEDOの承認書を添付してください。

誓約事項について

☒ 約定させました。

添付書類

ファイル名	更新日
ファイル	ファイルの選択

ファイルが選択されていません

アップロード

備考

【例（設定時）】 専用実施権者：住所「東京都港区***」、名称「AB株式会社」

【例（移転時）】 移転元の専用実施権者：住所「東京都港区***」、名称「AB株式会社」

移転先の専用実施権者：住所「大阪府堺市***」、名称「XY株式会社」

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

57

4 放棄に関する報告

◆「放棄届出書」

対象	年金未納又は特許庁への権利抹消申請を決定した特許権 ※ 2015（平成27）年11月15日以降の新規契約に適用 。出願中の放棄（みなし取下、取下・放棄の届出、拒絶への対応断念、拒絶審決等）は対象外。
期限	年金未納による権利消滅又は特許庁への「放棄による権利抹消登録申請書」の提出の前

◆「持分放棄届出書」

対象	共同出願において自己の持分を放棄することを決定した発明・出願・特許権
期限	持分放棄の前

持分放棄届出書の提出にあたっての注意(1)

- 持分放棄届出書は他の知財文書とは異なり、対応するPMS入力画面がありません。
- PMSのトップページの「**文書一覧**」から
「文書一覧」→「**様式ダウンロード**」→「知財」→「**知的財産権持分放棄届出書**」を選択していただき、
該当文書(Word文書)を**ダウンロード**してください。
- ダウンロードした文書を記入、
「文書一覧」→「**文書の新規追加**」→「知財」→「**知的財産権持分放棄届出書**」を選択、
記入済み文書を添付ファイルとして**アップロード**してください。

選択



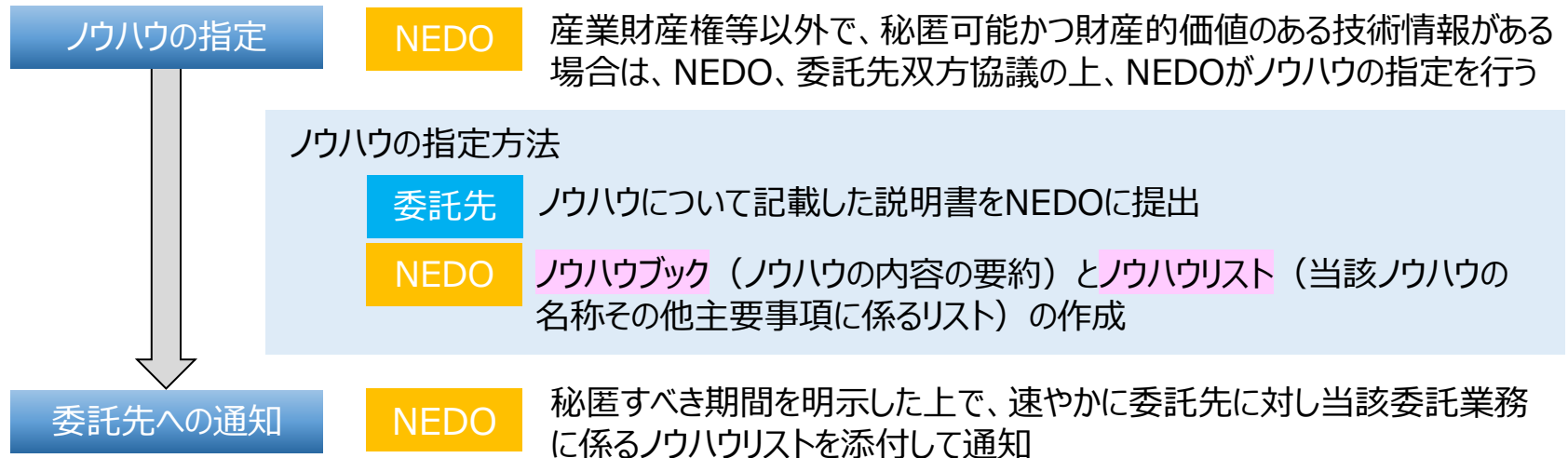
持分放棄届出書の提出にあたっての注意(2)

- 持分放棄届出書の提出（文書としてPMSにアップロード）では、PMS内の**権利者情報のデータは更新されません。**
- したがって、その後の
 - 特許登録で出願後状況通知書の権利者設定する、
 - 移転等で移転承認申請書・移転通知書等の移転元を設定する、機会がある場合は、上記の**持分放棄届出書の権利者を設定**ください。

III. ノウハウの指定と技術情報の封印

ノウハウの指定と技術情報の封印

➤ ノウハウの指定（約款第29条）



秘匿すべき期間

- ・原則として、当該事業年度の終了日の翌日から起算して **5年間**（10年間も可能）
- ・必要に応じて、秘匿すべき期間を延長又は短縮することが可能

➤ 技術情報の封印（約款第30条）

- ・委託業務開始前に、委託先が保有している技術情報で重要なものがある場合は、当該情報を記録

封印対象となる技術情報：委託先が委託業務開始時に既に所有している技術情報
 封印方法：委託契約締結後 **2か月以内**に「**封印申請書**」を提出
 取扱い：封印した技術情報は、委託先が保管
 封印した技術情報のリストは、委託先とNEDOが保管

IV. 知財報告に関する補足

- 本資料、およびその他の知的財産権関連の情報は下記URLを参照してください。
<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/shisan.html#block3>
 - ・PMS による知財報告の操作手続の詳細は、下記の資料をご参照ください。
「知的財産権管理業務に係るPMS 操作手順書」
 - ・知財報告に関するQ&Aは、下記の資料をご参照ください。
「知財報告についてのQ&A」
- PMS画面・右上部「お問い合わせ・マニュアル」を開き、「システム操作についてのお問い合わせこちら」の「マニュアル一覧」にも知財関連のものがございます。
 - ・「01 事業者向け 操作マニュアル（委託業務編） 第4章 7.知財を登録する」
 - ・「A441 【動画】 <事業者用> 知財を登録する【委託】」
 - ・「A443 【動画】 <事業者用> 知財に関する各種届出を提出する【委託】」
- 委託契約が終了しており、当該契約において PMS の ID を取得されていない場合や、ID付与の権限を有する「契約等事務管理者」が退職・異動されて新たな管理者を登録されたい場合は、以下URLから利用を申請してください。
<https://forms.office.com/r/1mJ4fGUkHW>

V. 参考資料



米国バイ・ドール法

1970年代後半の米国経済の国際競争力低下を背景として、民主党バーチ・バイ上院議員と共和党ロバート・ドール上院議員を中心とする超党派議員が提唱。1980年、政府資金による研究開発から生じた特許権等を民間企業・大学に帰属させることを骨子としたバイ・ドール法

（改正特許法）が成立。これにより、大学における特許取得とその技術移転や企業の技術開発が加速され、新たなベンチャー企業の創出など、米国産業の競争力を取り戻すことになったといわれている。



日本版バイ・ドール制度

1999年、我が国の産業競争力強化が課題になる中、総理主催の産業競争力会議において、民間側から「国有特許の民間開放」の提言が相次ぎ、産業競争力強化対策として米国バイ・ドール法を参考にして措置を決定。これを受け、政府委託資金による研究開発から派生した特許権等について、受託企業等に100%帰属させることを可能とする制度（日本版バイ・ドール）を含む「産業活力再生特別措置法」が施行（1999年10月1日）。日本版バイ・ドール制度を恒久的な措置とするため「産業技術力強化法」に移管し、2007年8月6日施行。

- 「産業技術力強化法」「産業技術力強化法施行令」「特許法施行規則」における日本版バイ・ドール制度に関連する条項は以下のとおり。

◆ 産業技術力強化法 第17条（一部加工、下線部については次ページ参照）

国は、…、国が委託した技術に関する研究及び開発又は国が請け負わせたソフトウェアの開発の成果（特定研究開発等成果）に係る特許権その他の政令で定める権利（特許権等）について、次のいずれにも該当する場合には、その特許権等を委託先又は請負者（委託先等）から譲り受けないことができる。

- ① 特定研究開発等成果が得られた場合は、遅滞なく、国にその旨を報告することを委託先等が約すること。
- ② 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合は、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾することを委託先等が約すること。
- ③ 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が…特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾することを委託先等が約すること。
- ④ 当該特許権等の移転又は当該特許権等を利用する権利であって政令で定めるものの設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、合併又は分割により移転する場合及び当該特許権等の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として政令で定める場合を除き、あらかじめ国の承認を受けることを委託先等が約すること。

◆ 産業技術力強化法施行令 第2条

① 政令で定める権利

特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定登録を受ける権利、育成者権

② 政令で定めるもの

特許権、実用新案権、意匠権についての専用実施権又は回路配置利用権、育成者権についての専用利用権（専用実施権等）

③ 政令で定める場合

- ・ 委託先等（株式会社）が、その子会社又は親会社に特許権等の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾（移転等）をする場合
- ・ 「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」の承認又は認定を受けた者に移転等をする場合
- ・ 技術研究組合が組合員に移転等をする場合

◆ 特許法施行規則 第23条第6項

特定研究開発等成果に係る特許出願をするときは、願書にその旨を記載しなければならない。
（日本国へのPCT国内移行書面も同様）

発明者

- ・発明をした者（自然人：権利義務の主体となる個人）
- ・発明者には「特許を受ける権利」が発生する【特許法第29条第1項】
- ・特許を受ける権利は移転（譲渡）可能【特許法第33条第1項、第35条】

出願人

- ・特許出願をする者
- ・自然人も法人も出願人になることができる
- ・発明者又は特許を受ける権利を承継した者のみ特許出願できる【特許法第49条第7号】
- ・出願人は第三者に特許を受ける権利を移転することができる【特許法第33条第1項】

特許権者（権利者）

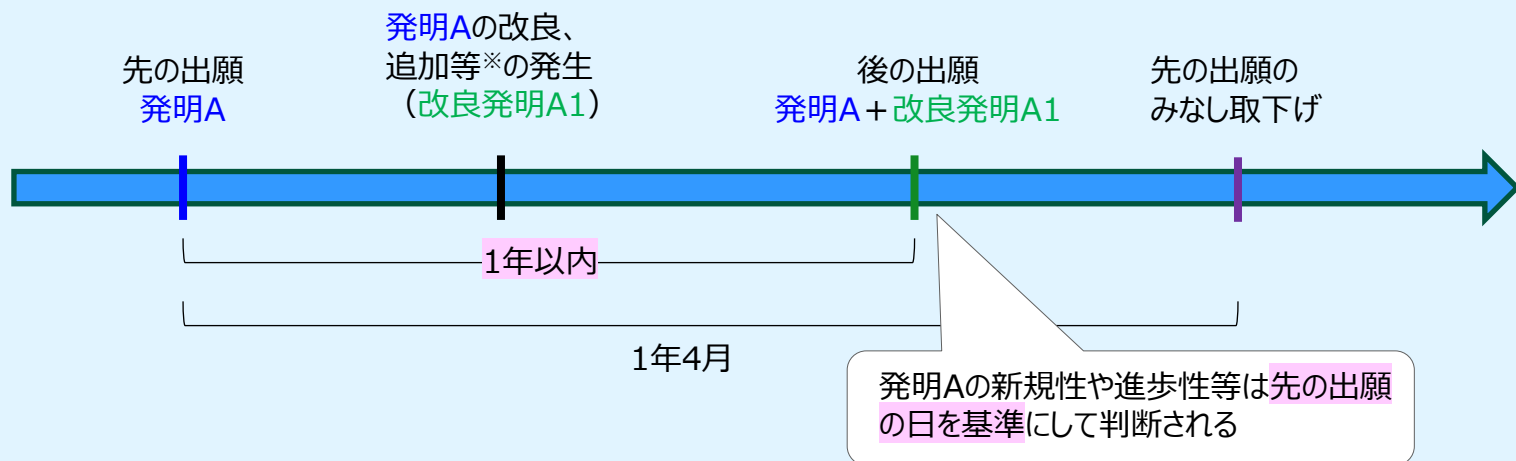
- ・「特許権」を有する者
- ・特許が設定登録された場合、出願人が特許権者になる
- ・特許権者は第三者に特許権を移転することができる

「特許を受ける権利」：発明を行った時点で（特許出願を行う前であっても）発生する。特許権の発生と同時に消滅。
「特許権」：特許を受けた発明を権利者が一定期間独占的に実施することができる権利。設定登録により発生する【特許法第66条第1項】。

日本で既に出願した自己の特許出願又は実用新案登録出願（先の出願）の発明を含めた内容について、1年以内に、優先権を主張して「後の出願」をした場合には、後の出願に係る発明のうち、先の出願の当初明細書、特許請求の範囲又は図面に記載されている発明については先の出願の日を基準に新規性（“新しいものである”）や進歩性（“容易に思いつくものではない”）等の判断をする制度【特許法第41条】。「後の出願」で追加された発明については後の出願の日を基準に判断される。

【主張する場合】

- ①日本で、「先の出願」の発明に、改良・追加等の事情が発生した場合
- ②基礎出願（日本）に基づくPCT国際出願において、日本を出願国に指定する場合



※ 新たな実施例、追加説明、改良発明、関連発明など

・参考：特許・実用新案審査基準（国内優先権）

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/05_0200.pdf

パリ条約に基づく優先権

- パリ条約に基づく優先権とは、パリ条約※の同盟国(第一国)への出願から所定の期間内に、第一国出願の書類に記載された内容を、パリ条約の他の同盟国(第二国)に出願することにより、第二国出願を第一国出願の時にしたのと同等に扱ってもらえることができる権利。
- 知的財産権は、原則、権利取得した国でのみ保護される（属地主義）ため、取得したい国ごとに申請して権利を取得する必要がある。パリ条約に基づく優先権を主張することにより、申請方法や手続の言語が異なる複数の国への出願において、同時に申請日（新規性や進歩性等の判断の基準日）を確保できる。

【主張する場合】

- ・基礎出願を行った国と異なる国（パリ条約同盟国同士）に同一の内容を出願する場合。

パリ条約に基づく特許出願の例

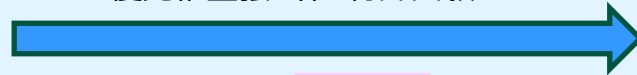
日本（パリ条約同盟国）



出願A

出願日：2023年4月1日

優先権主張を伴う特許出願



日本での出願日から12月以内に出願

※ 実用新案権の場合も12か月以内
意匠権の場合は6か月以内

米国（パリ条約同盟国）



出願A

米国特許出願日：2024年3月30日
新規性等の判断基準日（優先日）：2023年4月1日

※ 工業所有権保護に関する国際条約

外国への出願方法

外国に特許出願を行う2つの方法（いずれも、パリ条約に基づく優先権を主張可能）

- ①直接出願：権利を取得したい国に個別に特許出願を行う
- ②PCT国際出願：PCT（特許協力条約。**P**atent **C**ooperation **T**reaty。
現在、締結国158ヶ国。台湾は未加盟）に基づき特許出願を行う

直接出願

出願人

各国の出願様式や書類、出願方法に沿って出願

米国様式
英語

米国

中国様式
中国語

中国

スペイン様式
スペイン語

スペイン

ドイツ様式
ドイツ語

ドイツ

日本国内

出願日

実体審査

PCT国際出願

出願人

国際的に統一された一つの様式で出願

自国特許庁
(受理官庁)

PCT全加盟国への出願となる
(出願国の選択可)
特許権を付与するものではない

【国内移行】
翻訳文の提出等

米国

中国

EPO

【国内移行】
EPO公用語による
翻訳文の提出等

【有効化】登録後に各国語翻訳文提出

スペイン

ドイツ

統一特許裁判所協定の批准国には、
全批准国で単一の効力を有する「欧
州単一効特許」の請求が可能

特許公報の取得方法 ～特許公報プラットフォーム（J-PlatPat）～



◆ J-PlatPatの簡易検索画面



特許情報プラットフォーム

[English](#) | [サイトマップ](#) | [ヘルプ一覧](#)

ヘルプデスク
(平日9:00~21:00) | 03-3588-2751
helodesk@j-platpat.inniti.co.jp

 独立行政法人
工業所有権情報・研修館

ホーム > 簡易検索

簡易検索

特許・実用新案、意匠、商標について、キーワードや番号を入力してください。検索対象は [コチラ](#) をご覧ください。
分類・日付等での詳細な検索をされる場合は、メニューから各検索サービスをご利用ください。

☐ 四法全て ☒ 特許・実用新案 ☐ 意匠 ☐ 商標 ☒ 自動絞り込み ?

① 2002-0666xx

検索

検索結果一覧

特許・実用新案 (3) | 意匠 (-) | 商標 (-)

検索一覧オプション 閉じる

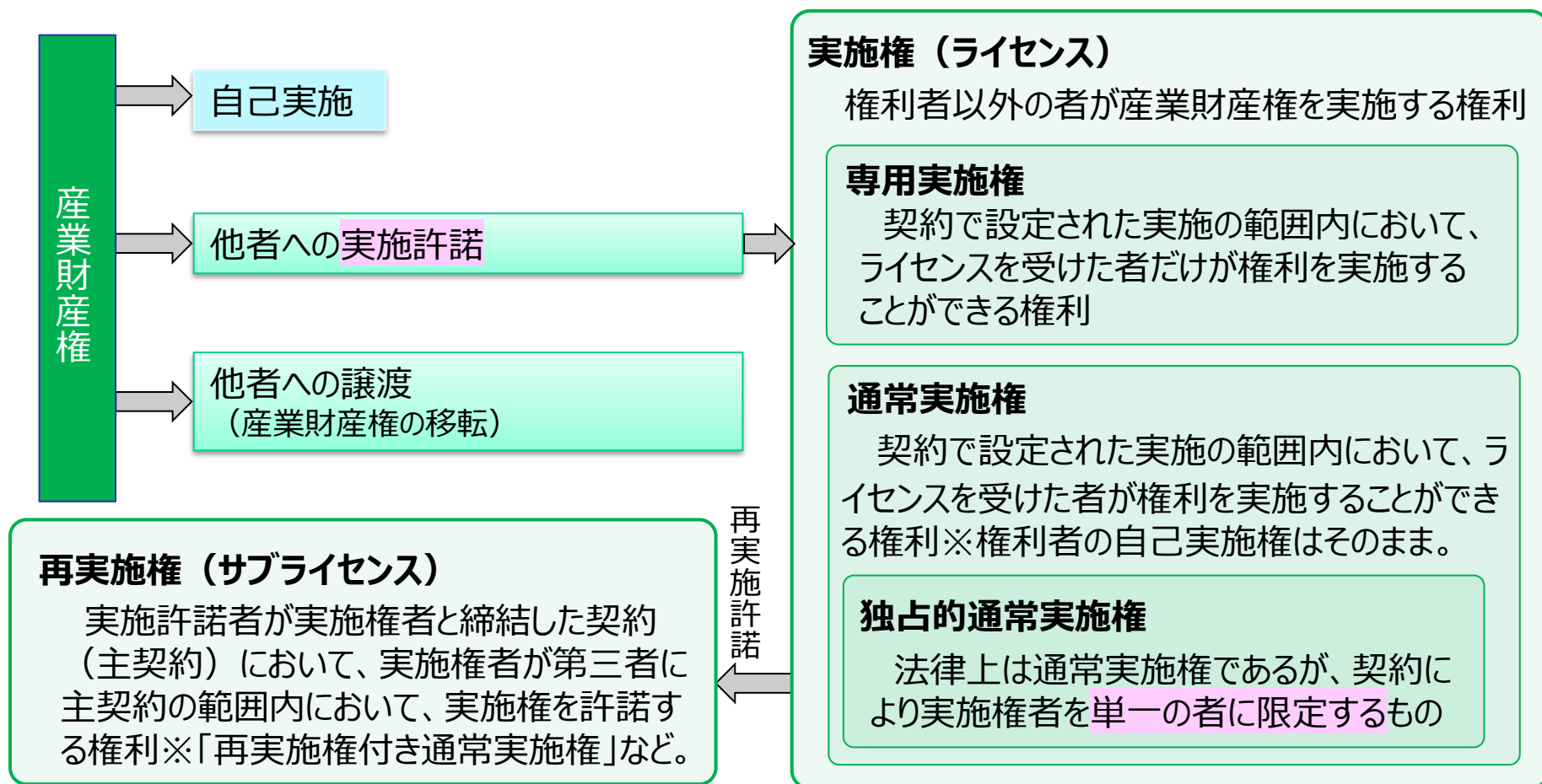
一覧画面の表示形式: ☒ 番号のみ ☐ 簡易書誌

文献表示画面の表示形式: ☒ テキスト表示 ☐ PDF表示 一覧印刷 CSV出力

No.	出願番号 ▲	公開番号 ▲	公告番号 ▲	登録番号 ▲	審判番号	その他	各種機能
1	特願2002-0666xx	特開2003-2730xx	-	② 特許38372xx	-	-	経過情報 OPD

簡易検索画面
①出願番号で検索
→ ②登録番号をクリック

◆ 産業財産権（特許庁の所管する特許権・実用新案権・意匠権）の利用形態



・参考：特許庁「産業財産権の活用」

https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/text/document/2024_nyumon/1_4.pdf

◆ 専用実施権と通常実施権

	専用実施権	通常実施権
実施権を与えることができる者	特許権者のみ	特許権者又は専用実施権者 (ただし、専用実施権者による場合は、特許権者の承諾が必要)
特許原簿への設定登録	専用実施権の効力を発生させる要件及び第三者に対抗する要件として必要（効力発生要件）	不要
実施権者以外の第三者が発明を実施した場合の差止請求、損害賠償請求	できる (専用実施権者には、特許権者が有する権利と同等の権利を与えることになるため)	できない (特許権者に差し止め請求、損害賠償請求を行ってもらう)
特許権者の自己実施権の留保	特許権者の実施権は留保できない (特許権者も特許発明を実施できない)	特許権者の実施権は留保される
実施権の重複の可否	特許権者は、専用実施権の設定後、その設定範囲については、専用実施権と通常実施権の別にかかわらず、実施権を設定、許諾できない。	特許権者は、通常実施権の許諾後、その許諾範囲についても、専用実施権又は通常実施権を第三者に設定、許諾できる。また、先に通常実施権の許諾を受けた通常実施権者は、専用実施権者に対抗できる。

・参考：特許庁「産業財産権の活用」

https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/text/document/2024_nyumon/1_4.pdf

ご清聴ありがとうございました。

事業統括部知的財産課

メール宛先: chizaiken[*]nedo.go.jp

※上記アドレスの[*]を@に変えて使用してください。